厚生労働科学研究費補助金

食品の安全確保推進研究事業

国際的な動向を踏まえた乳及び乳製品の衛生管理 及び試験法確立のための研究

令和 2 年度 総括·分担研究報告書

研究代表者 岡田 由美子

令和3年(2021)5月

Ι.	総括研究報告	
	国際的な動向を踏まえた乳及び乳製品の衛生管理及び試験法確立のための研究	
	岡田 由美子	
		1
Π.	分担研究報告	
	1. 乳および乳製品の衛生管理に関する国際動向に関する研究	
	窪田 邦宏 他	
		21
	2. 国内製品・製造施設の衛生実態に関する研究	
	朝倉 宏、中山 達哉 他	
		41
	3. 国内小規模製造施設の衛生実態に関する研究	
	山崎、栄樹、一他	
		55
	3. バター製品に対する簡易培地使用の妥当性及び衛生指標菌汚染実態に関する研究	
	岡田 由美子 他	
		65



令和2年度厚生労働科学研究費補助金(食品の安全確保推進研究事業) 総括研究報告書

国際的な動向を踏まえた乳及び乳製品の衛生管理及び試験法確立のための研究

研究代表者 岡田 由美子 国立医薬品食品衛生研究所 食品衛生管理部

研究分担者 朝倉 宏 国立医薬品食品衛生研究所 食品衛生管理部

中山 達哉 国立医薬品食品衛生研究所 食品衛生管理部

窪田 邦宏 国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部

山崎 栄樹 国立大学法人帯広畜産大学 動物・食品検査診断センター

研究協力者 百瀬 愛佳 国立医薬品食品衛生研究所 食品衛生管理部

鈴木 穂高 国立大学法人茨城大学 農学部

山本 詩織 国立医薬品食品衛生研究所 食品衛生管理部 町田 李香 国立医薬品食品衛生研究所 食品衛生管理部 内山 栞 国立医薬品食品衛生研究所 食品衛生管理部

木下 直美 岡山市保健所 衛生課 伊藤 友章 岡山市保健所 衛生課 南 大亮 岡山市保健所 衛生課 溝口 嘉範 岡山市保健所 衛生課

天沼 宏 国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部 田村 克 国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部

倉園 久生 国立大学法人徳島大学 研究支援・産官学連携センター

奥村 香世 国立大学法人带広畜産大学 獣医学研究部門

研究要旨

日本国内における乳及び乳製品の衛生管理は、昭和 26 年に発出された「乳および乳製品の成分規格等に関する省令」(以下乳等省令)に基づき、細菌数と大腸菌群を微生物規格として行われている。そのため、現在でもそれらが科学的に妥当か否かの検証が望まれている。また、HACCP 導入後の各種食品製造工程における衛生管理上で、迅速簡易法が適用される可能性が高まっているが、乳及び乳製品での適用の妥当性については、現時点で不明な点がある。更に、今後の国際貿易の拡大を見据え、国際動向を踏まえた形でわが国の乳製品等の品質を評価し、一層の安全確保に向けた衛生管理策を講じることが必要な状況にあると考えられる。

今年度の本研究では乳及び乳製品の衛生実態を管理する上で用いうる知見と共

に、微生物規格を検討する上での基礎知見の集積を図ることを目的とし、国際動 向に関する研究、大規模製造施設の衛生管理状況に関する研究、小規模製造施設 の衛生管理状況に関する研究、市販乳製品の衛生指標菌汚染実態調査及び簡易培 地の検討を行った。

国際動向に関する調査では、諸外国における乳製品による健康被害実態、食品汚染実態、定められた微生物規格基準とそのサンプリングプラン、試験法の運用実態等に関する情報収集を行なっており、今年度はインターネットによる情報収集を行い、選択された文献について調査を行なった。「Industry Guide to Good Hygiene Practice: Milk and Dairy Products (乳及び乳製品の製造における優良衛生規範についての英国のガイド)」(Dairy UK、2010年8月)では、乳及び乳製品について規定されたEUの微生物基準がEC規則2073/2005から抽出され、それらがリスト化された形で示されていた。また、これらの基準の遵守に当たっての留意事項や、基準の適用を支援する決定樹が提示されていた。これらは、EUにおける乳及び乳製品についての微生物基準の内容、及びそれへの対応を理解する上で有益であると考えられた。「National Standard for Milk Production (Version 2020) (乳の生産についてのドイツの基準(2020年度版))」(QM milch、2020年1月)では、生乳生産における微生物基準を述べたものではなく、生乳の品質保証のために生産農場がなすべき基本的要件を述べたもので、そのほとんどは牛の飼育管理に関すること(飼料、動物用医薬品など)であった。

大規模製造施設の衛生管理に関する研究では、苦情が寄せられた牛乳製品の製 造施設における衛生管理実態を把握し、改善すべき点の有無を検証することを目 的として、当該施設での牛乳製造工程を通じた微生物動態に関する研究を行っ た。情報調査を通じ、当該製品の製造工程フローを確認した上で、生乳、殺菌前 乳、最終製品(牛乳製品)、並びに製造工程において一時的に開放系となる充填機 内外の施設環境拭取りを採材対象として設定した。衛生指標菌試験を通じ、生乳 検体では一般細菌数が 4.0-4.2 logCFU//mL、腸内細菌科菌群が 2.1-2.2 logCFU//mL、大腸菌群が 1.9-2.0 logCFU //mL、黄色ブドウ球菌が 2.6-2.7 logCFU//mL 検出された。殺菌前乳検体では、生乳検体に比べ、各指標菌数は概ね 1-2 logCFU//mL 上昇傾向を示した。16S rRNA 菌叢解析を通じ、受入時の生乳検体 に比べ、殺菌前牛乳検体では腸内細菌科菌群や Streptococcaceae 等の占有率が増 加を示し、菌数変動とあわせ、生乳受け入れから加熱殺菌までの工程における温 度管理或いは配管洗浄等に不備があった可能性が示唆された。また、最終製品検 体からは直接塗抹法により全ての指標菌は検出されなかったが、保存試験を通 じ、一般細菌が検出され、僅かながら微生物の生残或いは交叉汚染が生じた可能 性が示唆された。菌叢解析を通じ、製品検体では Buttiauxella、Trabulsiella、 Mangrovibacterium等の環境由来細菌の占有率増加が確認され、後者の可能性を支 持する結果と捉えられた。実際に充填機内外の拭取り検体のうち、マガジンラック及び充填ノズルメッシュから一般細菌が検出された。菌叢解析により、マガジンラックやノズルメッシュ、充填機内部検体では充填開始前と終了後の間で顕著な変動が認められた。以上より、検討対象施設における牛乳の製造工程では、生乳受入れから殺菌までの間での温度管理、加熱殺菌工程の正常稼働、充填工程での施設設備の洗浄消毒の徹底等が衛生管理の向上に向けて検討が必要な事項として抽出された。

小規模製造施設の衛生管理に関する研究では、衛生管理上特に重要と思われる 原材料乳における衛生指標菌の動態等について解析した。小規模製造施設で製造 される乳及び乳製品は比較的簡易な施設で製造されているにもかかわらず、通信 販売等を通じて国内に広く流通している事例も多く、乳衛生管理を考察する上で 注視が必要である。小規模製造施設においては特に、製品の差別化のために原材 料乳の入手元に多様性がみられる事が明らかになっている。本年度の研究では複 数の農場から入手した様々な生乳について加熱殺菌前後における各種衛生指標菌 数減少率の解析を行い、原材料乳の性状に多様性がみられる小規模製造施設の製 品に対する衛生指標菌種の妥当性について検討を行った。独立した複数の農場か ら分与頂いたバルク乳及び個別の牛個体より採取した生乳について成分分析及び 細菌叢解析を行った結果、生乳の成分に多様性が見られることが確認された。各 乳試料について小規模製造施設で主流となっている低温殺菌条件(65℃、30分 間)にて処理を行い、各処理時間における各種衛生指標菌の動態を解析した。そ の結果、乳の成分によらず大腸菌群数と腸内細菌科菌群数の動態に良好な相関が 見られ腸内細菌科菌群についても衛生指標菌として妥当であると考えられた。国 内で実施される食品試験法や試験項目について国際的な方法とのハーモナイゼー ションに対する要求が高まっている背景からも、EU諸国を中心に衛生指標菌の主 流となっている腸内細菌科菌群を国内指標菌として採用することは意義の高いも のであると考えられ、本研究で得られた結果は本邦の乳製品の衛生管理における 国際整合性確保の推進に資するものであると期待する。

市販乳製品の衛生指標菌汚染実態調査と簡易培地の検討では、市販バター製品 45 検体における細菌数、腸内細菌科菌群、大腸菌群、黄色ブドウ球菌及び大腸菌の検出状況について、公定法、ISO 法並びに簡易培地を用いて検討を行った。その結果、微生物成分規格を逸脱した製品は見られなかった。簡易培地を用いた細菌数の検討では、公定法の結果と大きな差が見られず、昨年度までに検討した低温殺菌牛乳及びアイスクリーム類とは異なる傾向を示し、製品特性により損傷菌等の存在状況が異なる可能性が示唆された。

A. 研究目的

日本を含む世界各国において、食品の安全性 を確保するために様々な食品に対し微生物規 格が定められている。規格の対象となる項目は、 過去に食中毒事例の原因となった微生物及び 食品の衛生状況の指標となる項目が用いられ ており、食品の衛生確保に重要な役割を果たし てきた。一方、国内の衛生状況は時代の変遷と 共に変化を顕し、昨今では食品の国際流通も増 加の一途を辿る等、食を取り巻く環境は変化し ている。わが国の乳及び乳製品については、昭 和 26 年に発令された「乳および乳製品の成分 規格等に関する省令」(乳等省令)に基づき、細 菌数と大腸菌群が微生物規格に設定され、安全 確保が図られている。一方、現在 EU 等では乳 製品の製造工程管理をHACCPベースで行うと共 に、わが国で 2011 年に生食用食肉の微生物規 格として採用された、腸内細菌科菌群を衛生指 標として製品等の検査が実施されている状況 にある。国内規格は現時点においても、一定の 安全確保に資する内容であることには違いが ない一方、国際動向を踏まえた内容と結論づけ るためには、その科学的妥当性を評価する必要 があると考えられる。

以上の背景を踏まえ、令和2年度は国際的な動向についての調査として、る乳及び乳製品の衛生管理を考える上で有用となる諸外国における文献の解析を行った。また、大規模製造施設の衛生管理に関する研究として、2019年に外観異常に関する苦情が寄せられたUHT牛乳製品に着目し、当該製品の製造施設における製造工程管理実態を確認するため、原料、中間・最終製品並びに製造前後の環境拭取り検体について微生物検査を行い、製造工程管理の向上に資すると思われる要点の抽出を行うことを目的として検討を行った。小規

模製造施設の衛生管理に関する研究としては、複数の農場から入手した様々な生乳について菌叢解析・成分分析を行った後、低温加熱殺菌による各種衛生指標菌数動態の解析を行うことで、多様性を持った小規模製造施設の製品に対する衛生指標菌種の妥当性についての検討を行った。また、市販乳製品の衛生指標菌汚染実態を、国内で流通するバター製品を対象として、衛生指標菌試験(公定法)並びに簡易培地(以下、簡易法)を用いて検討した。更に後者の製品に対する適用の妥当性、並びに混釈培養法の代替法としての表面塗抹法について考察を行った。

B. 研究方法

1. 国際動向に関する研究

令和2年度は当初、フランスまたはドイツの 乳・乳製品工場を訪問し、情報収集を行う予定 であったが、新型コロナウイルス感染症の流行 により訪問は不可能になり、その代替策として インターネットにより情報収集を行うことと した。

具体的には Google や PubMed を利用し、キーワードとして「milk standard、microbiological criteria、indicator bacteria」などを用いて関連情報の検索を行なった。今回、最終的に選択した 2 報の文献(資料1、資料2)についてその重要部分を和訳(仮訳)し、要旨を把握した。

2. 大規模製造施設の衛生管理に関する研究 2-1. 牛乳製造施設における検体確保及び関連情報の収集

本研究では、超高温瞬間殺菌(UHT)牛乳製造施設の協力を得て、同施設で牛乳製品の製造工程に関する情報提供、並びに検体確保に関する

承諾を得た。検体の内訳は、生乳、殺菌前乳、並びに牛乳製品2種(各 n=3)のほか、充填機周辺環境拭き取り検体をスポンジスワブ(スリーエム)を用いて採材した。全ての検体は冷蔵温度帯で採材後48時間以内に保管・輸送し、到着後速やかに以下の研究に供した。

2-2. 衛生指標菌定量試験

衛生指標菌の定量試験には、国際標準試験法である ISO 法(一般細菌数、ISO 4833-1; 腸内細菌科菌群、ISO 21528-2; 大腸菌群、ISO 4832; 大腸菌、ISO 16649-2; 黄色ブドウ球菌、ISO 6888-1) を用いた。試験検体の希釈には、緩衝ペプトン水(BPW、Oxoid) を用いた。

2-3. 16S rRNA 菌叢解析

2-2 で調整した 10 倍乳剤 1/mL を分取し、 滅菌 PBS を用いて 2 回洗浄した。その後、沈 査より Maxwell RSC Blood DNA kit (プロメ ガ)を用いて Total DNA を抽出した。抽出 DNA 溶液を鋳型として、16S rRNA V5-V6 領域を対 象とする PCR 反応を行い、同領域を増幅し た。E-gel SizeSelect 2% (Thermo Fisher)、 AMPure XP (Beckman)、及び Ion Library Equalizer kit (Thermo Fisher)を用いて増 幅産物を精製・定量し、等量混合ライブラリ ーを作製した。Ion Chef/PGM システム

(Thermo Fisher) を用いて同ライブラリーを対象に、塩基配列データを取得した。取得データは、CLC Genomic Workbench v. 20 (キアゲン)を用いて不要配列を除去後、RDP Classifier pipeline 〜投入し、階層分類等の解析を行った。

2-4. 保存試験を通じた微生物動態解析 2-1. で示した生乳検体を無菌的に 100/mL ずつ 100/mL 容の滅菌済容器に分注し、速やかに 5、15、25℃下にて 0、1、2、5 日間保存した。同じく上項 2-1. で示した製品検体についても同様に、100/mL 容量にて 15℃または 25℃下にて 5 日間保存した。保存後の検体は上項2-2. と同様に一般細菌、腸内細菌科菌群、大腸菌群、大腸菌群、大腸菌・黄色ブドウ球菌の検出試験に供した。

3. 小規模製造施設の衛生管理に関する研究3-1. 生乳検体

北海道内の1農場にて個別の牛個体より採取した生乳(以下、個体乳)15検体を分与頂いた。加えて、北海道内の独立した10農場よりバルク乳を分与頂いた。全ての乳検体は採取後に密閉容器にて冷蔵温度帯で輸送し、試験実施まで4℃以下で保管した。

3-2. 乳性状検査

試料を冷蔵にて十勝農業協同組合連合会畜産 部畜産検査センターに送付し、CombiFoss FT+600 システム (FOSS 社) により乳脂肪分、無 脂乳固形分、タンパク質分、乳糖分、体細胞数、 尿素体窒素濃度、遊離脂肪酸濃度、乳中ケトン 体濃度の測定を行った。加えて、試料を冷凍後、 株式会社生物技研に送付し、以下の概要で 16S rRNA V3/V4 領域に基づく細菌叢解析を行った。 試料を VD-250R Freeze Dryer (TAITEC)を用い て凍結乾燥後、粉砕し Lysis Solution F (ニッ ポンジーン)を添加した後、Shake Master Neo (bms)を用いて、1,500 rpm で 2 分間粉砕した。 破砕したサンプルを、65℃で 10 分間加熱処理 した後、 $12,000 \times g$ で 1 分間遠心分離を行い、 上清を分取し、MPure-12 システムと MPure Bacterial DNA Extraction Kit (MP Bio)を用 いて、DNA を精製した。その後、株式会社生物 技研が提供する 2-step tailed PCR 法を用いて ライブラリーを作製し、MiSeqシステムとMiSeq Reagent Kit v3 (Illumina)を用いて、2x300 bp の条件でシーケンシングを行った。FASTX-Toolkit (ver. 0.0.14) Ø fastx_barcode_ splitter toolを用いて、得られたリード配列 の読み始めが使用したプライマー配列と完全 に一致するリード配列のみを抽出した。プライ マー配列に N-mix を含む場合、N の数(フォワー ド側 6 種類 x リーバース側 6 種類 = 36 種類) を考慮して、この操作を繰り返した。抽出した リードからプライマー配列を FASTX-Toolkit の fastx trimer で削除した後、sickle (ver. 1.33)を用いて品質値が20未満の配列を取り除 き、40 塩基以下の長さとなった配列とそのペア 配列を破棄した。ペアエンドリード結合スクリ プトFLASH (ver. 1.2.11)を用いて、結合後の 配列長 410 塩基、リードの結合長 280 塩基、最 低の重なりを10塩基の条件でリードを結合し、 Qiime2 (ver. 2020.8)の dada2 プラグインでキ メラ配列とノイズ配列を除去した後、代表配列 と OTU 表を出力した。

3-3. 加熱殺菌による衛生指標菌数動態検査

試料を乳温度 65℃まで加熱後に 10 分、20 分及び 30 分間保持した試料及び、未加熱の試料について下記の概要にて衛生指標菌数の検査を実施した。試料を生理食塩水を用いて適宜段階希釈した後、一般生菌数 (3M™ペトリフィルム™生菌数測定用プレート (AC プレート)にて32℃,48 時間培養)、腸内細菌科菌群数測定用プレート (EB プレート)にて37℃,24 時間培養)、大腸菌数 (3M™ペトリフィルム™E. coli 及び大腸菌群数測定用プレート (EC プレート)にて35℃,48 時間培養)、大腸菌群数 (3M™ペトリフ

イルム $^{\text{ME}}$. coli 及び大腸菌群数測定用プレート (EC プレート) にて 35° C, 24 時間培養) についてそれぞれの乳試料 1/mL あたりの CFU を算出した (検出下限 1 CFU//mL)。

4. バター製品の衛生指標菌汚染実態調査及び 簡易培地の検討

市販のバター45検体について、衛生指標菌汚 染実態を調査した。調査は令和2年10月から 令和3年2月まで行った。試験項目は、細菌数、 腸内細菌科菌群、大腸菌群、黄色ブドウ球菌及 び大腸菌とした。試験方法は、細菌数について は乳等省令の試験法(32℃48 時間培養)及び ISO 4833-1:2013 (30℃72 時間培養)を、腸内細菌科 菌群は定性法として ISO 21528-1:2017 を、定 量法として ISO 21528-2:2017 を用いた。大腸 菌群については乳等省令の試験法を用いた。黄 色ブドウ球菌については通知法(食安発0729第 4 号)を、大腸菌については公定法及び ISO 16649-2:2001 を用いた。また、各試験項目の代 替法として、国際的な第三者認証を取得し、国 内で市販されている代表的な簡易培地を、製品 の指示書に示された培養温度及び時間に従っ て用いた。細菌数については、4種の簡易培地 を用いた。同一検体間の試験法による菌数の比 較は、対応のあるt検定により統計解析を行っ た。検出限界値未満の値は 0 CFU/g として計算 を行い、対数化に当たって全数値に1を加算し た。検出された腸内細菌科菌群の菌種同定は、 16S Bacterial rDNA PCR キット (タカラバイ オ)を用いた塩基配列解析及びBLAST 相同性検 索により行った。

5. 諸外国におけるバター等の微生物規格の調査

EU、米国等におけるバター等乳製品の微生物

規格をインターネット検索により調査した。また、国際的な食品の微生物規格の作成・改訂について調査した。

C. 研究結果

1. 国際動向に関する研究

欧州諸国における乳・乳製品の生産、加工製造における衛生管理の状況、動向を探るためにインターネットにより情報検索し、今回、以下の2報の文献を最終的に選択した。

「資料 1」

Industry Guide to Good Hygiene Practice: Milk and Dairy Products

(乳及び乳製品の製造における優良衛生規範 についての英国のガイド)

Dairy UK

August 2010

http://www.dairytransport.co.uk/eblock/services/resources.ashx/000/634/680/Final_Draft_August_2010_-

_Industry_guide_to_good_hygiene_practice.
pdf

「資料 2」

National Standard for Milk Production (Version 2020)

(乳の生産についてのドイツの基準(2020年度版))

QM milch (Germany)

January 2020

https://media.diemayrei.de/92/721192.pdf

資料1、2とも、乳・乳製品の生産者、加工製造業者等を対象とした衛生管理に関するガイドである。以下にその内容の一部を紹介すると

ともに、部分訳(仮訳)を窪田分担報告書末尾 に添付した。

○ 資料1

このガイドは、タイトルからも分かるように、乳の生産から加工に至るまでの過程における衛生管理についての英国の事業者向けの公式ガイドで、2010年8月にDairy UK(業界団体)により刊行された。本報告書では、このうち、EC規則2073/2005(食品の微生物基準、https://eur-

lex. europa. eu/eli/reg/2005/2073/oj) に関する章を主に紹介する。

本ガイドはまず初めに、この規則では2種類の基準が設定されていることを述べている。1つは食品安全基準(food safety criteria)で、もう1つは工程衛生基準(process hygiene criteria)である。前者の目的は製品バッチの安全評価であり、後者の目的は工程の適切性の確保である。

本ガイドは次に、この規則の遵守に当たり重要な点を3つ挙げている。1)微生物基準は、食品安全管理の手法の妥当性確認と検証の両方に使用されるべきである、2)想定されるリスク、事業の性質、規模に見合った検査、3)検査においては代替の指標(たとえば経時的温度記録など)を用いてもよい、である。また、本規則の執行は監査と検体採取により達成されるとし、基準を超えた場合、事業運営管理者は是正措置をとらなければならないとしている。

本ガイドは次に、本規則が規定している食品 安全基準について詳細に述べている。すなわち、 本ガイドは、乳及び乳製品のカテゴリーごとに 検査対象微生物種、食品安全基準、検査法等を 記載し、これらをまとめて表として示している。 本報告書ではこのうちの主なものについて、製 品カテゴリーと対象微生物種の項目のみを【資料1の部分訳】に窪田分担報告書表1として示した。

本ガイドはまた、乳・乳製品カテゴリーと微生物種の特定の組み合わせ(具体的には、1)RTE (そのまま喫食可能な)食品とリステリア (Listeria monocytogenes)、2)乳製品とコアグラーゼ陽性ブドウ球菌、3)乳児用調製粉乳・食品と腸内細菌科菌群、サルモネラ、Cronobacter sakazakii)の場合に、どの基準を適用すべきか、また、実施すべきことは何かが分かる決定樹1、2、3を提示している。

本ガイドはさらに、食品安全基準が満たされなかった場合は、製品の出荷ができなくなり、 既に市場に出荷したものについては撤去や回収の可能性があり、加えて、安全管理手法の見直しが必要になるとしている。

工程衛生基準についても食品安全基準と同様、本ガイドは、乳及び乳製品のカテゴリーごとに検査対象微生物種、工程衛生基準、検査法等を記載し、これらをまとめて表として示している。本報告書ではこのうちの主なものについて、製品カテゴリーと対象微生物種の項目のみを【資料1の部分訳】に窪田分担報告書表2として示した。

本ガイドでは、工程衛生基準が満たされなかった場合でも製品の市場への出荷は可能だが、 以降の製品が基準を満たすように製造工程や 製造方法の見直しが必要であるとしている。

○ 資料 2

乳の国レベルでの品質保証を図るため、ドイツではQM Milk (Quality Management Milk) という品質管理のスキームが2002年に提案され、この方式を成文化したものとして、法規や規範などにもとづくすべての基本的要件をカバー

する基準 (QM Milk Standard) が作成された。この基準は QM Milk 認証プログラムに参加する 農場 (ドイツの全農場の 90%以上)を対象とし、その目的は農場レベルでの生乳の品質保証である。資料 2 は 2020 年 1 月 1 日に発行されたこの基準の 2020 年度改定版で全 7 章からなり、本報告書では、このうち基本的要件に関する章 (第 4 章) を紹介する (【資料 2 の部分訳 (仮訳)】参照)。

第4章には基本的要件として6項目が挙げられており、以下に各項目についてその概要を紹介する。

・動物の健康と福祉

乳を生産するウシは、健康上の基本的な 問題の徴候を呈していないものでなければ ならない。乳房の検査を毎月行う。

・動物の個体識別及び登録

家畜群に関する変更は、個体の識別と由来に関する公的なデータベースに登録する 必要がある。

・乳の生産と保管

搾乳室には十分な照明と換気が必要である。乳の冷却と保管は、無許可の第三者や 害虫などからの有害な影響を受けないよう な方法で行われなければならない。

飼料

飼料は、高品質な食品の生産において最も重要な要素である。牛乳生産者は、飼料規格に関する国の枠組み協定を遵守する製造業者及び取引業者から購入した飼料のみを使用することができる。牛乳生産者は、飼料の入荷ごとに配送許可証、納品明細、その他の証明記録を保存しておかなければならない。

·動物用医薬品 (VMP)

乳生産者は、治療を受けたことのあるウ

シ全頭を正確に把握していなければならない。動物用医薬品(VMP)で治療を受けたことのあるウシの乳は、休薬期間が過ぎている場合にのみ出荷の再開の可能性がある。 出荷した乳に阻害剤が含まれていてはならない。

すべての乳生産者は、獣医師の協力を得て、自身の農場で動物群のチェックを行う。 乳生産者は、処方箋により薬局のみで入 手できる VMP の購入証明書をいつでも提示 できるようにしておかなければならない。

原則として、血清、ワクチン及び抗原は 獣医師のみが投与できる。

•環境保護

肥料に関する規則は、各農場に対し、農 場由来肥料の栄養素含有量の比較と記録を 行うことを義務付けている。

基本的要件の遵守の状況は、各農場が作成する点数方式の自己評価表を認証機関が監査することにより把握される。資料2は自己評価表のフォーマットを付録1として掲載している。自己評価の項目は2020年度改定により64項目から69項目に増加した。

2. 大規模製造施設の衛生管理に関する研究 製造施設における牛乳製品の製造工程フローダイヤグラムを朝倉・中山分担報告書図1 に示した。

製造工程フローを確認後、管轄自治体並びに事業者の協力を得て、原料である生乳検体、殺菌前乳検体、最終製品検体(牛乳製品)、並びに施設環境拭取り検体を入手し、微生物試験に供した。なお、管轄自治体は苦情を受けて、既に製造施設の調査を行ったが、記録文書を含め管理事項に大きな逸脱は確認されていない状況で

あった。

- 2-1. 衛生指標菌検出状況
- (i) 生乳、中間・最終製品検体(朝倉・中山分 担報告書図 2)

生乳 3 検体では、一般細菌数が 3.99-4.16 logCFU//mL、腸内細菌科菌群が 2.06-2.16 logCFU//mL、大腸菌群が 1.85-2.02 logCFU//mL、黄色ブドウ球菌が 2.64-2.73 logCFU//mL 検出された。大腸菌は、生乳 2 検体より検出され、検出菌数は 1.00-1.18 logCFU//mL であった。

殺菌前乳 3 検体の検出菌数は、一般細菌数が 4.65-5.11 \log CFU//mL、腸内細菌科菌群が 3.83-3.90 \log CFU//mL、大腸菌群が 3.32-4.07 \log CFU//mL、大腸菌が 3.28-3.41 \log CFU//mL、黄色ブドウ球菌が 2.90-3.00 \log CFU//mL であった。生乳検体と比較して、衛生指標菌数は全体的に $1\sim2$ \log CFU//mL 程高い傾向が認められた。

製品2種計6検体については、一般細菌を含む全試験項目で陰性を示した。

(ii) 施設環境拭き取り検体 (朝倉・中山分担報 告書表 1)

これまでに他施設にて得られた結果を踏まえ、本研究では充填機内外環境を製品への微生物交叉汚染を生じ得る工程・箇所と想定し、拭取り検体を確保し、微生物試験に供した。製造開始前(洗浄消毒後)において、一般細菌数はマガジンラック2検体、充填機内部、充填機外部、ノズルメッシュの各1検体より検出され、それぞれの菌数は、2.23 log CFU/100cm²、1.45 log CFU/100cm²、1.98 log CFU/100cm²、2.29 log CFU/100cm²、1.15 log CFU/100cm²であった。一方、製造終了後・洗浄消毒前の段階で採材した検体のうち、マガジンラック2検体からはそれぞれ2.95 log CFU/100cm²、3.47 log CFU/

100cm²の一般細菌が検出された。このほか、腸 内細菌科菌群は充填機周辺外環境の1検体から 1.15 log CFU/100cm²と僅かながら検出された。 大腸菌群、大腸菌及び黄色ブドウ球菌はいずれ の検体からも検出されなかった。

2-2. 菌叢解析

食品の製造工程を通じた検体の構成菌叢解析は、温度管理不備等に起因する微生物増殖や、工程中での交叉汚染の発生等を予測するためのツールとして活用されつつある。本研究では、各検体より Total DNA を抽出し、16S rRNA 菌叢解析に供した。製品関連検体並びに施設環境検体における結果は以下のとおりである。

1) 生乳、中間・最終製品検体の構成菌叢

上記検体の構成菌叢に関する知見を得るため、16S rRNA 菌叢解析を実施した。対象検体からは、計 45 門 (Phylum)、87 綱 (Class)

、169 目 (Order)、386 科 (Family)、1768 属 (Genus) が検出された。

① 生乳検体

Phylum 階層では、*Firmcutes* が 44.19%と最も高い占有率を示し、*Proteobacteria* が 29.95%とこれに続いた(朝倉・中山分担報告書図 3A)。

Family 階層では *Rhodocyclaceae* が 24.74%と 最も高い占有率を示し、腸内細菌科菌群の占有 率は 0.05%に留まった(同図 3B)。

Genus 階層では Thauera が最も高い占有率を示し (平均値 24.60%)、Romboutsia がこれに続いた (同 10.18%) (同図 3A)。腸内細菌科菌群の中では Serratia、 Klebsiella、 Mangrovibacter、 Rahnella、 Cedecea、 Enterobacter、Escherichia/Shigella等が優勢であった (同図 3C)。

② 殺菌前乳検体

Phylum 階層では、Proteobacteria の占有率

は生乳検体と同等であった(平均値 28.90%)(朝倉・中山分担報告書図 3A)。また、Firmcutesの 占有率は生乳検体に比べて増加を認めた(平均値 58.00%)(同図 3A)。

Family 階層では Streptococcaceae が最も高い占有率を示し、殺菌前乳検体の平均値は27.24%であった(同図 3B)。また、同検体では腸内細菌科菌群の占有率が生乳検体に比べて著しく高値を示し(平均21.04%、同図 3B)、その構成菌属は、Serratia 及び Raoultella が優勢であったほか、生乳検体での占有率が0.01%未満であった Escherichia/Shigella の占有率も平均0.53%へと増加していた(同図 3C)。

③ 製品検体

Phylum 階層において、*Firmcutes* の占有率の 平均値は製品 A で 69.02%、製品 B で 72.18%で あった (朝倉・中山分担報告書図 3A)。

Family 階層において、製品 A、B 検体中に占める腸内細菌科菌群の割合は、それぞれ 9.38%、8.38%(共に平均値)であった(同図 3B)。また、殺菌前乳検体と同様、Streptococcaceae が最も優勢な菌科として検出された(同図 3B)。

Genus 階層では、殺菌前乳検体と同様に Streptococcus が最も優勢であったほか、腸内細菌科菌群の主たる構成菌属である Raoultellaや Serratiaの占有率も殺菌前乳検体と概ね同等であった (同図3C)。

上記の検体について、Phylum 階層の結果を基に、主成分分析を行ったところ、殺菌前乳検体及び製品検体は、生乳検体に比べて、相対的に近似性を示した(同図4)。

2) 施設環境拭取り検体の構成菌叢

各拭取り検体における構成菌叢分類を朝倉・ 中山分担報告書図5に示した。

全体の成績として、Family 階層では、

Microbacteriaceae が最も高い占有率を示した (平均値 34.67%、同図 5A)。製造前後での比較 を通じ、製品に直接接触する充填ノズル及びノ ズルメッシュでは、Pseudomonadaceae の占有率 が製造後に顕著な増加を認めたほか、カートン の底部を形成し、充填装置に送り込むマンドレ ルではMethylobacteriaceaeの占有率が同様に 製造後に増加していた(同図 5A)。また、製造 前の充填機内外表面拭取り検体からは Moraxellaceae が製造後に比べて顕著に高い占 有率で検出された(同図 5A)。

製造後の充填ノズル及びノズルメッシュ検 体で優勢であった Pseudomonadaceae は主とし て Pseudomonas 及び Pseudoclavibacter から構 成されていた(同図 5B)。また、製造後のマン ドレルで高い占有率を示した Methylobacteriaceae は 主 に 、 Methylobacteriumにより構成されていた(同図 5B)。このほか、製造前の充填機内外表面拭取り 検体で検出された Moraxellaceae は主に Acinetobacterにより構成され、他に Moraxella、 Enhydrobacter 等が含まれていた (同図 5B)。 最終製品で最も高い占有率を示した Streptococcus は、製造前後のマガジンラック 及び製造後のノズルメッシュより相対的に高 い占有率で検出された(同図 5B)。このほか、 製造後の充填ノズルからは同じく相対的に高 い占有率で Listeria が検出された。

2-3. 保存試験を通じた、生乳及び製品検体中 の衛生指標菌動態

一昨年度の検討では、他施設で受け入れされた生乳を対象とした保存試験を行い、各衛生指標菌の増殖挙動を経時的に評価することで、生乳受入れ時の糞便汚染指標菌として腸内細菌科菌群を用いることが安定性等の点で有用で

ある可能性が示唆されていた。本研究では、生 乳検体を5℃、15℃、25℃下で0、1、2、5日間 保存した際の衛生指標菌挙動を定量評価し、上 述の他施設における評価結果との整合性を評 価することで、適切な糞便汚染指標菌の選定の 在り方を議論するための基礎知見の集積を図 ることとした。以下に生乳検体中における各指 標菌の動態に関する結果を示す。

①一般細菌数

保存0日目に3.99-4.16 log CFU//mLであった生乳検体中の一般細菌数は、5℃下では保存1日後に3.97-4.22 log CFU//mL、2日後に4.22-4.37 log CFU//mL、5日後には4.98-5.47 log CFU//mL と微増した。15℃下では、1日後に4.35-4.79 log CFU//mLと微増であったが、2日後には7.32-7.38 logCFU//mL、5日後には9.82-9.94 logCFU//mLと顕著な増加を示した。25℃下では、1日後に7.85-8.01 logCFU//mL、2日後に10.10-10.33 logCFU//mLと極めて顕著な増加を示した。

②腸内細菌科菌群数

0 日目に 2.06-2.16 logCFU//mL であった腸 内細菌科菌群数は、5℃下では 1 日後に 2.04-2.18 log CFU//mL、2 日後に 1.90-2.16 log CFU//mL と顕著な変化を認めなかったが、5 日 後には 4.02-4.27 logCFU//mL と顕著な増加を 認めた。15℃下では、1 日後に 2.95-3.43 logCFU//mL と微増し、2 日後には 6.79-6.87 logCFU//mL、5 日後には 9.00-9.29 logCFU//mL と著しい増加を認めた。25℃下では、1 日後に 7.78-7.93 logCFU//mL、2 日後に 9.49-9.61 logCFU//mL となる等、迅速な増加を認めた。

③大腸菌群

大腸菌群数は、5℃、15℃、25℃のいずれの温 度帯でも、腸内細菌科菌群数と類似した挙動を 示した。すなわち、保存 0 日目に 1.85-2.02 logCFU//mL であった大腸菌群数は、5℃下では 1日後で 1.85-2.10 log CFU//mL、2日後には 1.90-2.18 logCFU//mL と大きな変動は示さな かったが、5日後には 3.90-4.26 logCFU//mL と なった。15℃下では 1日後に 3.24-3.92 logCFU//mL と微増し、2日後には 6.84-6.95 logCFU//mL と顕著な増加を示した。25℃下では、 1日後で 7.70-7.93 logCFU//mL、2日後には 9.50-9.54 logCFU//mLへと増加した。

④大腸菌

保存0日目において、大腸菌は3検体中2検体から検出され、最大菌数は1.18 logCFU//mLであった。5℃下で5日保存後の最大菌数は1.48 logCFU//mLとなり、明らかな菌数増加は認められなかった。一方、15℃下では、保存1日後に1.95-2.18 logCFU//mLと微増を示し、2日後には4.39-4.46 logCFU//mL、5日後には5.57-5.65 logCFU//mLへと増加した。25℃下では、保存1日後には既に6.28-6.34 logCFU//mLと顕著な増加を示し、2日後には8.14-8.67 logCFU//mLへと増加した。

⑤黄色ブドウ球菌

保存 0 日目に 2.64-2.73 logCFU//mLであった 黄色ブドウ球菌数は、5℃で保存 5 日後で 2.53-2.54 logCFU//mLとなり、顕著な変動は示さなかった。一方、15℃下では保存 1 日後で 2.60-2.74 logCFU//mL、2 日後で 3.41-3.69 logCFU//mL、5 日後には 5.30-5.71 logCFU//mLとなった。25℃下では保存 1 日後で 4.66-5.02 logCFU//mL、2 日後で 5.78-6.91 logCFU//mLと 顕著に増加し、5 日後には 6.48-6.74 logCFU//mLとなった。

加えて、全ての衛生指標菌が不検出となった 製品検体についても、生乳検体と同様に、25℃ 下で5日間保存後、改めて各衛生指標菌の検出 試験を行い、潜在的な細菌汚染の可能性を評価 した。その結果、25℃下での5日間培養後には 一般細菌が検出され、製品検体中に僅かながら も生菌が存在した可能性が示唆された。

3. 小規模製造施設の衛生管理に関する研究 3-1. 乳の性状検査

多様な性状の生乳検体を確保する目的で、個別の牛個体より採取した生乳(個体乳)15 検体(乳検体1-15)及び、独立した10農場よりバルク乳10検体(乳検体16-25)を入手し、試験に供した。

乳の性状検査項目として、主要な乳成分であ る乳脂肪分、無脂乳固形分、タンパク質分、乳 糖分を解析し(山崎分担報告書図 1, A)、加えて 乳房炎の指標の一つである乳中の体細胞数(同 図 1, B) 及び、乳牛の栄養状態の指標として用 いられている尿素体窒素濃度 (同図 1, C)、遊離 脂肪酸濃度(同図1,D)、乳中ケトン体濃度(同 図1,E)を解析した。乳脂肪分は最大値8.22%、 最小値 2.56%の間で、無脂乳固形分は最大値 10.11%、最小値 8.25%の間で、タンパク質分 は最大値 5.20%、最小値 2.73%の間で、乳糖 分は最大値 4.63%、最小値 3.91%の間でサン プルによって様々な値をとっており、また、こ れらの指標の中では乳脂肪分の変動が最も大 きかった(同図1,A)。乳中の体細胞数について は最大値 3734×10^4 //mL、最小値 38×10^4 //mL、尿素体窒素濃度については最大値 16.1 mg/100 /mL、最小值 7.2 mg/100 /mL、遊離脂肪 酸濃度については最大値 2.18 mmo1/100gFAT、 最小値-1.84 mmol/100gFAT、乳中ケトン体濃度 については最大値 0.20 mmo1/L、最小値-0.06 mmo1/Lの間で変動していた。

更に、乳試料中の細菌叢構成について解析を 行った。個体乳については 15 検体中 6 検体 (乳 検体 4, 6, 8, 11, 12 及び 14) を、バルク乳につい ては10検体全てを16s rRNA 菌叢解析に供したところ、検体ごとに異なった細菌叢構成となっており試験に供した生乳試料が多様な検体であることが確認された(同図2)。Family 階層において腸内細菌科に属する菌が検出された検体は乳検体6,8,16,17,19,21 及び24であった。

3-2. 加熱殺菌による衛生指標菌数動態の解析 小規模製造施設において主流の加熱殺菌温度 である 65℃下で衛生指標菌数の動態について 検証を行った。各試料を65℃の条件下で10分 間、20分間及び30分間処理した後に、4種類 の衛生指標菌数を検証したところ、全ての乳検 体の一般生菌数で 10 分以内に 2 log₁₀CFU//mL 以上の低下を観察した(山崎分担報告書図3)。 糞便汚染の指標として国内で用いられている 大腸菌群数と EU 諸国で用いられている腸内細 菌科菌群数を比較したところ、多くの検体で加 熱前の試料及び各加熱時間後の試料の両者に おいて腸内細菌科菌群数の方が多い傾向が認 められた。加熱時間に対する減少率については、 多くの試料において大腸菌群数と腸内細菌科 菌群数の間で良好な相関が確認された。しかし ながら、乳検体2では腸内細菌科菌群が検出さ れなかった一方で低濃度ながらも熱耐性の大 腸菌群が検出され、また、乳検体 24 について は逆に大腸菌群が検出されなかった一方で高 濃度の熱耐性腸内細菌科菌群が検出された。

4. バター製品の汚染実態調査及び簡易培地の検討

今回の調査結果概要を岡田分担報告書表1に示した。バター製品 45 検体の公定法での細菌数 (32℃48 時間培養) は、平均 1.645 log CFU/g (検出限界未満~7.407 log CFU/g)であった。

公定法と同一の培養条件(32℃48 時間)で簡易 培地1を用いた際の細菌数は、平均1.452 log CFU/g (検出限界未満~7.267 log CFU/g) で、 簡易培地1における細菌数は公定法における細 菌数との間に差は見られなかった(p=0.084)。 簡易培地 2 については、製品の指示書の従い 32℃24 時間培養で計測を行った。その細菌数は 平均 1.361 log CFU/g (検出限界未満~6.236 log CFU/g) であり、公定法と比較してやや低い 傾向が見られた (p=0. 019)。 簡易培地 3 につ いては、細菌数の平均は1.353 log CFU/g (検 出限界未満~5.886 log CFU/g) であり、公定 法と比較してやや低い傾向が見られた (p=0.018)。簡易培地4については、細菌数の 平均は 1.389 log CFU/g (検出限界未満~6.326 log CFU/g) であり、公定法と比較して差は見ら れなかった (p=0.039)。ISO 法による細菌数 (30℃72 時間培養)は、平均 1.635 CFU/g(検出 限界未満~7.248 log CFU/g)であった。ISO法 における細菌数を公定法と比較したところ、差 は見られなかった(p=0.911)。ISO 法については SPC 寒天培地を用いた混釈培養と平行して、同 培地を用いた表面塗抹を行ったところ、平均 1.465 log CFU/g(検出限界未満~5.556 log CFU/g)となり、混釈培養における細菌数との間 に有意差は見られなかった(p=0.126)。

各試験法の公定法との相関を寄与率で算出したところ、公定法と簡易培地1では、0.8846 (岡田分担報告書図 1)、簡易培地2で0.847 (同図2)、簡易培地3で0.8392 (同図3)、簡易培地4で0.8393 (同図4)と、いずれも高い相関を示した。公定法とISO法の間の寄与率は、0.9103 (同図5)であった。ISO法の混釈培養と表面塗抹の間の寄与率は0.8498 (同図6)であった。

バター製品には、乳酸菌を添加して製造する

種類(発酵バター)があるため、発酵バターと明記されている8検体とそれ以外の製品37検体の細菌数を比較したところ、発酵バター製品8検体の公定法による平均値は3.781logCFU/g、それ以外の製品の平均値は1.184logCFU/gであり、発酵バターと明示されている製品の細菌数が有意に高い細菌数を示した(p<0.01)。一方で、発酵バターと明記されていない製品の中に5logCFU/gを超える製品が2検体あった。

今回試験した検体からは、いずれの試験法に おいても、大腸菌群、黄色ブドウ球菌及び大腸 菌は検出されなかった。一方腸内細菌科菌群は、 11.1% (5/45 検体) より検出された (岡田分担 報告書表 1)。腸内細菌科菌群陽性であった 5 検 体は全て、定性法(ISO 21528-1: 2016)で検出 され、定量法(ISO 21528-2:2016) においては 検出限界未満 (<5 CFU/g) であった。腸内細菌 科菌群が検出された全5検体で、腸内細菌科菌 群用の簡易培地からは菌は検出されなかった。 また、腸内細菌科菌群陽性を示した検体からは、 公定法及び簡易培地のいずれにおいても大腸 菌群は検出されなかった。検出された腸内細菌 科菌群の集落は、純培養後菌種同定を行ったと ころ、Raoultella spp., Enterobacter spp., Serratia spp. Escherichia spp. であった(同 表 2)。

5. 諸外国における乳製品の微生物規格

岡田分担報告書表3に日本国内及び諸外国におけるバターの、同表4にアイスクリーム類の微生物規格を示した。EUでは、生乳を用いて作られたバターについてのみ、製造工程管理基準として大腸菌を10CFU/g以下、食品安全のための病原菌の規格として販売最終日における製品中のサルモネラ及びリステリア・モノサイトゲネスそれぞれについて0/25gと定めていた。

サンプリングプランも設定されており、製造工程管理基準は1ロットについて5検体試験し、2検体までの逸脱が許容されており、病原体については5検体試験し、全検体合格でなくてはならない、としていた。フランスでは3種のカテゴリーのバターについて、それぞれの製品特性に基づいたリスクを考慮した微生物規格を設定していた。米国では、空気を含ませて攪拌したホイップバターと乳脂肪分40%以下のライトバターに微生物規格が設定されていた。アイスクリーム類については、米国ではフレーバーによって異なる大腸菌群の規格基準値を設定していた。また、EU、フランス、オーストラリア及びニュージーランドでは、衛生指標菌と病原菌の規格基準を設定していた。

Codex 委員会による規格基準作成及び改訂の 手順を岡田分担報告書図7に示した。規格草案 の提案から修正を経て総会での採択が行われ たのち、規格案についても同様の手続きを経て 規格基準が作成され、その過程で各国の合意が 最も重視されていた。Codex や FAO/WHO に科学 的助言をおこなっている国際食品微生物規格 委員会 (ICMSF) は、汚染微生物のリスクに応 じた微生物試験のサンプリングプランと基準 値を提案しており、1978年発刊の第1版と1986 年の第2版で生菌数の卵製品の基準値が変更さ れていた(同図8)。その改訂の経緯について調 査したところ、FAO/WHOによる19か国を対象と した汚染実態アンケートの結果に基づいて基 準値を見直したものであることが明らかとな った。EU では、低温殺菌牛乳の微生物規格を 2010 年に変更していた (同図 9)。その改訂根 拠についてデンマーク乳業協会関係者に確認 したところ、腸内細菌科菌群試験法を MPN 法か ら混釈培養法に変更し、それに伴って検出下限 値が 1CFU//mL から 10CFU//mL に上昇したため、

サンプリングプランを n=5, c=2 から n=5, c=0 に変更した、との回答が得られた。この変更により、腸内細菌科菌群試験がより簡便になり、結果を得るまでの時間も短縮されていた。

D. 考察

国際動向に関する研究では、資料1のうちEC 規則 2073/2005 に関する部分に焦点を当てた。 乳及び乳製品に関わる微生物基準等をリスト アップした表(付録1、5)は多くの注釈が付さ れて極めて複雑なため、本研究では製品カテゴ リーと対象微生物種の組み合わせの概要を示 すのみにとどめた(【資料1の部分訳】の表1、 2)。上記の表 1、2 によれば、加熱殺菌乳に関し ては、工程衛生基準として腸内細菌科菌群につ いての基準が設定されている。また殺菌乳は RTE 食品でもあることから、リステリアについ ての食品安全基準も適用されると考えられる。 しかしながら、決定樹1の注釈によると、最終 包装で加熱殺菌される場合は再汚染がないの で定期的なリステリア検査は不要であるとさ れている。資料2については、QM Milk Standard は3つの要素、すなわち1) German national standard for milk production (乳の生産につ いてのドイツの基準)、2) QM Milk's list of criteria (自己評価表)、3) QM Milk handbook for milk producer (乳生産者のためのハンド ブック)からなり、今後、3年ごとに改定版が 発行される予定である。QM Milk Standard は乳 加工業者に生乳を供給する農場が対象で、課さ れる基本的要件としては飼料や動物用医薬品 など牛の飼育管理に関することが主である。

本研究では「乳の生産についてのドイツの基準」の第4章「基本的要件」を紹介したが、第6章「監査 (Control system)」についても簡単に触れておく。QM Milk 認証プログラムに参加

する農場は認証機関による3年に一度の定期監査を受け、これに合格することで認証を得られる。監査時の点数によっては認証の有効期間が18カ月になることがある。認証の有効期間中に、例えば、一般細菌数が10万//mLを超えている、または、体細胞数が40万//mLを超えているなどの理由で生乳の納入が乳加工業者により一時的に停止された場合、その農場は認証が取り消される。再認証を受けるには特別監査を受け、これに合格しなければならないということが明らかとなった。

大規模製造施設の衛生管理に関する研究では、ある牛乳製造施設における製造工程管理の妥当性を評価するため、複数工程で検体を確保し、培養法である衛生指標菌の定量検出試験と非培養法である 16S rRNA 菌叢解析を併用することで、同工程を通じた微生物挙動を解析した。

生乳及び中間・最終製品検体を対象とした衛 生指標菌検出試験を通じ、生乳検体に比べ殺菌 前検体は一般細菌数のほか、腸内細菌科菌群数、 大腸菌群数、大腸菌数が何れも有意な増加を示 し、生乳受入れから加熱殺菌に至る工程での温 度や時間の管理若しくは設備器具の清浄性確 保等に何らかの課題があると推察された。菌叢 解析においても Serratiaや Raoultella 属に加 え、Escherichia/ Shigella 等の腸内細菌科菌 群に分類される菌属の明確な占有率増加を認 めた。当該工程での管理の逸脱の有無は現時点 では明確ではないが、当該検体の採材対象とな ったロットの製造記録を確認したところ、生乳 受入れから殺菌までの所要時間は約3時間であ り、当該時間枠での著しい微生物増殖が10℃以 下で発生したとは想定し難いと考えられる。事 業者への聴取を通じ、殺菌前乳検体は通常使用 しないコックを開けて採材されており、採材時 の交叉汚染が発生した可能性も考えられた。一

方、同一ロットの製品検体と殺菌前乳検体の構成菌叢は近似していることを踏まえると、大規模な交叉汚染が発生した可能性は少ないとも考えられる。

生乳の冷蔵保存を通じた各指標菌の増殖挙動データより、腸内細菌科菌群の安定的な生残、増殖が確認された。同法は大腸菌群試験法に比べ、迅速に結果判定が行える利点があり、欧州圏内の牛乳製造施設ではこの腸内細菌科菌群が製造工程管理上の糞便汚染指標として用いられている実態を踏まえると、腸内細菌科菌群定量試験法は、原乳や牛乳の微生物学的品質の評価や、牛乳製造施設環境の衛生状況を判断する上で有用と考えられ、現在乳等省令で定められている大腸菌群の代替として、同指標菌を採用することは意義が高いものとも思料される。

また、製品検体から全ての指標菌は検出され なかったが、保存試験を通じ、製品検体では僅 かながら一般細菌汚染の可能性が示唆された。 牛乳製品のうち、無菌性を担保する品目は、無 菌充填包装を行う常温保存可能な牛乳(いわゆ る LL 牛乳) に限定されるものではあるが、直 接培養法による一般細菌不検出の背景には、急 激な温度変化(冷却)に伴い、同検体に含まれ た細菌が損傷状態或いは生きているが培養で きない (Viable but non-culturable) 状態に移 行した可能性も想定される。本成績は、損傷状 態を引き起こしていると想定される細菌を含 む食品検体に対する微生物試験の在り方を今 後検討すべき点を提示していると考えられる。 なお、対象施設では UHT 殺菌処理が行われてお り、通常では損傷状態等は発生しないものと推 察されるが、製品検体における一般細菌汚染の 可能性は、以降の工程、特に充填工程での交叉 汚染によるかもしれない。

充填工程環境に関連し、低温増殖性を示す

Acinetobacter や Pseudomonas は乳検体のほか、 施設環境拭取り検体からも広範に検出された。 これらの細菌は耐熱性の Protease や Lipase を 産生することから、当該菌或いはその代謝産物 である酵素群は、牛乳及び乳製品における変敗 腐敗の主因と目される。菌叢解析結果として、 Pseudomonas は殺菌前乳検体で認められ、製品 検体でも減少傾向ながら検出された。同属菌は 充填ノズルメッシュから極めて高い占有率で 検出されたほか、充填ノズルや充填機内外部表 面でも製造後には製造前に比べ相対的に占有 率を増加させており、同属菌の製品汚染が充填 工程で生じた可能性が示唆される。今後、当該 製品並びに充填環境での Pseudomonas 汚染状況 に関する検討を行うことにより、腐敗変敗の可 能性の判定並びに汚染発生工程の特定に繋が るものと推察された。

充填機内外表面の構成菌叢は製造前には一定の差異が認められたが、製造後には大きな差異を認めなかった。このことは、製造工程を通じ充填機内表面が外表面と同機外表面と同様の微生物環境となった可能性が示唆され、製造工程中の充填機内部の密閉性が担保されているかを確認する必要があると思われる。

施設環境拭取り検体を対象とした衛生指標 菌検出試験を通じ、製造開始前の段階で充填機 外部より腸内細菌科菌群が僅かながらも検出 されたことは、当該施設環境の清浄性確保に努 める必要性を指し示した結果と言えよう。また、 充填機内部環境拭取り検体のうち、マガジンラ ックでの一般細菌数は、他部位に比べて相対的 に高く、外環境と同等の菌数を示したことから、 これらの部位の洗浄・消毒を更に徹底すること も衛生管理向上に向けた検討課題の一つと考 えられる。

以上、加熱殺菌後工程で想定される交叉汚染

箇所として、充填環境の清浄化を更に進め、その検証を行うことは、対象施設での牛乳製品製造に係る衛生管理の向上に資するものと考えられる。腐敗変敗の直接的な指標と想定される低温細菌由来酵素活性の耐熱性に関する評価手法は研究段階に留まっており、牛乳製品の腐敗変敗の制御を果たし、品質保持期限設定の根拠創出を明確化する上で、今後検討すべき事項と思料される。

小規模製造施設の衛生管理に関する研究では 昨年度までの研究で、小規模製造施設において は施設ごとに異なった独自の農場より原材料 乳を入手していることを明らかにし、この結果 から原材料乳の状態に多様性があることが示 唆された。そこで、本年度の研究では複数の農 場で搾乳された性状が異なる生乳を試料とし て、小規模製造施設で主流となっている低温保 持殺菌(LTLT)方式下での各種衛生指標菌数の 動態について検証を実施し、各衛生指標菌の衛 生管理評価指標としての妥当性について検討 を行った。

先述の様に、現在、わが国の乳及び乳製品については、乳等省令に基づき生菌数(一般生菌数)に加え、病原微生物による汚染度を推察する指標として大腸菌群が採用されている。一方でEU 諸国においては腸内細菌科菌群を指標とした評価が行われており、食品衛生の国際的な整合性確保の観点からこれらの相違あるいは同等性についての検証が望まれている。小規模製造施設における製造形態をモデルとして実施した本解析の結果から、大部分の乳試料において低温保持殺菌条件下における大腸菌群数と腸内細菌科菌群数の動態に良好な相関が確認された。併せて低温殺菌前後において大腸菌群に比較して腸内細菌科菌群の検出率が高い傾向を示す事も確認された。これらの傾向は原

材料乳の性状及び細菌叢構成の多様性に左右 されておらず、この事から、原材料乳の状態に 多様性が示唆される小規模製造施設の製品に おいても各衛生指標菌数の動態が本モデル実 験の結果と同様の傾向であるものと推察され る。これらの結果は、乳及び乳製品の評価指標 として現在乳等省令で採用されている大腸菌 群の代替として腸内細菌科菌群を利用する事 の妥当性を示すものであると考える。

一方で、一部の乳検体においては耐熱性の腸内細菌科菌群の存在が示された(山崎分担研究報告書図 3、乳検体 24)。同検体においては一般生菌数についても加熱処理後に多くの生残が確認されている。現在、国内の多くの生乳検査機関において耐熱性細菌数(バルク乳を63℃、30分間処理した後に検出される生菌数)をモニタリングする取組みが実施されており、農場における農場衛生及び搾乳衛生の向上に役立てている。今後、これらの生乳及び農場衛生に関する取り組みと乳製品検査の連携によって、より高度な乳製品の衛生管理体制を構築していくことが望まれる。

Genus 階層における細菌叢解析結果から、耐熱性腸内細菌科菌群が認められた乳検体 24 においては Citrobacter、Ewingella、Morganella、Trabulsiella、Yersiniaといった腸内細菌科に属する菌が特異的に検出されている(Data not shown)。これらの菌と耐熱性菌出現との相関については今後の検討課題となっている。今後、加熱後の試料から腸内細菌科菌群検査法により分離した菌の詳細な解析を行い、乳の衛生管理上問題となる菌についてより詳細な議論を進めたいと考える。

市販バター製品の衛生指標菌汚染実態調査 により、国内で市販されているバター製品において、微生物規格である大腸菌群が陽性のもの は見られず、一定の衛生基準が保たれているこ とが示された。一方、5 検体(11.1%)につい ては腸内細菌科菌群定性法で陽性を示した。腸 内細菌科菌群定性試験法の検出下限値が 0.04 CFU/g である一方、バターにおける大腸菌群公 定法の検出下限値が 5 CFU/g であることから、 陽性検体についても、その汚染菌量は理論値で 0.04~4.99 CFU/g という極めて低いレベルで あることが示唆された。細菌数については、現 在バターの微生物規格とはされていないが、今 回の調査で51ogCFU/gを超える製品が一部ある ことが示された。乳酸菌を添加して製造する発 酵バター製品は、一部の発酵後に加熱工程があ る製品を除き、最終製品に乳酸菌が存在してい ると思われるため、それらについては細菌数が 高くても衛生上の問題とはならないと思われ た。一方、発酵バターと明記されていない製品 の中に高い細菌数を示すものが2検体あり、そ れらの製品が乳酸菌を添加されているのかは 不明であった。

今回の調査により、市販のバター製品は概ね 良好な衛生状態にあることが示された。また、 低温殺菌牛乳及びアイスクリーム類とは異な り、簡易培地を用いた細菌数試験及び ISO 法に よる細菌数試験の結果が公定法と大きな差が 見られず、製品の種類による製造工程における 損傷菌の出現の差が簡易培地の有用性に大き な影響を与えることが示唆された。

また、本研究により、国際的な微生物規格基準の設定及び改訂の手順やその根拠の一部が示され、汚染レベルの調査結果や試験法の変更に伴う検出感度等に応じて基準値やサンプリングプランの見直しが随時行われていることが明らかとなった。

E. 結論

国際動向に関する調査では、インターネット 検索により得られた文献(資料1、2)の調査に より、以下の結論が得られた。

資料1には、乳及び乳製品について規定された EU の微生物基準が EC 規則 2073/2005 から抽出され、それらがリスト化された形で記載されていた。また、これらの基準の遵守に当たっての留意事項や、基準の適用を支援する決定樹が提示されていた。これらは、EU における乳及び乳製品についての微生物基準の内容、及びそれへの対応を理解する上で有益であると考えられた。

資料2は生乳生産における微生物基準を述べたものではなく、生乳の品質保証のために生産農場がなすべき基本的要件を述べたもので、そのほとんどは牛の飼育管理に関すること(飼料、動物用医薬品など)であった。

大規模製造施設の衛生管理に関する研究で は、腐敗変敗等の苦情が寄せられた牛乳製品 の製造施設における製造工程管理の実態を確 認し、改善に資する知見を得るため、製造工 程並びに施設環境拭取り検体を入手し、微生 物学的観点から調査を行った。衛生指標菌試 験及び菌叢解析を通じ、生乳受入れから加熱 殺菌に至る工程での微生物増殖の可能性が示 唆される知見を得たことは、同工程での管理 実態を精査する必要性が改善に向けた検討事 項として抽出された。また、充填工程ではマ ガジンラック等の清浄度は十分とは言い難 く、製品への微生物交叉汚染の防止に資する 改善策としてこれらの洗浄消毒方法を改めて 検討する必要性を示す根拠を得た。これらの 点については今後の改善指導に向けた知見と して活用されることが期待された。

小規模製造施設の衛生管理に関する研究では、小規模製造施設の製造形態をモデルとし

て実施した多様な性状の生乳に対する加熱処理後の衛生指標菌検査において、大腸菌群数と腸内細菌科菌群数の動態に良好な相関が見られた。これらの結果は、小規模製造施設で製造された製品に対する衛生検査指標として腸内細菌科菌群を用いることの妥当性を示す結果であると考える。本結果は乳製品の衛生管理における国際整合性確保の推進に資するものであると期待する。

市販バター製品の衛生指標菌汚染実態調査 及び簡易培地の検討では、公定法、ISO 法及び 第三者認証取得済みの簡易培地を用いて、市 販のバター製品 45 検体を対象とした衛生指標 菌調査を行ったところ、供試製品検体に微生 物規格違反検体は見られず、衛生状態は概ね 良好であった。細菌数試験法間の成績比較を 通じ、バター製品では簡易培地について公定 法と大きな差は見られず、また、ISO 法の表面 塗抹法と混釈培養法にも差が見られなかった ことから、バター製品に存在する細菌は、初 年度に調査した低温殺菌牛乳及び昨年度に調 査したアイスクリーム類と比較して、損傷菌 の割合が低いことが推察された。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

誌上発表 (総説):

岡田由美子HACCP と微生物試験法 クリーンテクノロジー 2020;30:52-56.

学会発表:

渡辺愛, Amalia Widya Rizky, 御堂梨花子, 岡田由美子, 鈴木 穂高. 牛乳の微生物検査 における公定法、ISO法、簡易法の比較。第 163回日本獣医学会学術総会(令和2年9月、オンライン開催)

H. 知的財産権の出願・登録状況 なし

厚生労働科学研究費補助金(食品の安全確保推進研究事業) 「国際的な動向を踏まえた乳及び乳製品の衛生管理及び試験法確立のための研究」 分担研究報告書(令和2年度)

乳及び乳製品の衛生管理に関する国際動向に関する研究

研究分担者 窪田邦宏 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部第二室長

研究協力者 天沼 宏 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部第二室

田村 克 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部第二室

研究要旨:

国内において、近年、国際的な整合性を図る観点から HACCP の義務化に向けた取組みが行われているが、衛生管理を行う上でも、衛生指標に用いる微生物の妥当性やその試験法について国際的整合性を考慮する必要がある。本分担研究では、諸外国における乳製品による健康被害実態、食品汚染実態、定められた微生物規格基準とそのサンプリングプラン、試験法の運用実態等に関する情報収集を行なっている。今年度はインターネットによる情報収集を行い、選択された文献について調査を行なった。

今回、調査対象とした文献は、「Industry Guide to Good Hygiene Practice: Milk and Dairy Products(乳及び乳製品の製造における優良衛生規範についての英国のガイド)」(Dairy UK、2010 年 8 月、資料 1)及び「National Standard for Milk Production (Version 2020)(乳の生産についてのドイツの基準(2020 年度版))」(QM milch、2020 年 1 月、資料 2)であった。資料 1 には、乳及び乳製品について規定された EU の微生物基準が EC 規則 2073/2005 から抽出され、それらがリスト化された形で示されていた。また、これらの基準の遵守に当たっての留意事項や、基準の適用を支援する決定樹が提示されていた。これらは、EU における乳及び乳製品についての微生物基準の内容、及びそれへの対応を理解する上で有益であると考えられた。資料 2 は生乳生産における微生物基準を述べたものではなく、生乳の品質保証のために生産農場がなすべき基本的要件を述べたもので、そのほとんどは牛の飼育管理に関すること(飼料、動物用医薬品など)であった。

A. 研究目的

現在我が国の乳及び乳製品については、 昭和26年に発令された「乳及び乳製品の 成分規格等に関する省令」に基づき、一般 細菌数と大腸菌群を微生物規格としてい る。一方、EU(欧州連合)やICMSF(国 際食品微生物規格委員会)では、HACCP による工程管理を前提として、腸内細菌科 菌群やβグルクロニダーゼ陽性大腸菌等を 用い、サンプリングプランを設定した衛生 管理を行っている。国内においても、近 年、国際的な整合性を図る観点から HACCP の義務化に向けた取組みが行われ ているが、衛生管理を行う上でも、衛生指 標に用いる微生物の妥当性やその試験法に ついて国際的整合性を考慮する必要があ る。本分担研究では、諸外国における乳製 品による健康被害実態、食品汚染実態、定 められた微生物規格基準とそのサンプリン グプラン、試験法の運用実態等に関する情 報収集を目的とした。

B. 研究方法

上述の目的のために、平成30年度は殺菌乳関連の微生物健康被害についての論文を対象にPubMedデータベースを検索し、また、殺菌乳の微生物汚染事例、回収事例についてEUのRASFFデータベース、及び米国のFDAデータベースの検索を行なった。さらに、殺菌乳関連の微生物規格基準、検査法やその運用実態を知るために、デンマークの行政当局(DVFA)、業界団体(DFAC:SEGES)、低温殺菌牛乳工場等について現地調査を行なった。

令和元年度は、乳製品としてアイスクリ ームを選択し、その喫食に関連する微生物 健康被害事例を米国 CDC の NORS データベースで検索した。また、アイスクリーム関連の微生物汚染事例、回収事例について、前年度と同様、RASFF データベース、及びFDA データベースで検索を行なった。さらに、アイスクリーム関連の微生物規格基準、検査法やその運用実態を知るために、デンマークの行政当局(DVFA)、大学(DTUFood)、アイスクリーム製造施設 2 カ所を訪問し、現地調査を行なった。

今年度(令和2年度)は当初、フランスまたはドイツの乳・乳製品工場を訪問し、情報収集を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の流行により訪問は不可能になり、その代替策としてインターネットにより情報収集を行うこととした。

具体的には Google や PubMed を利用し、 キーワードとして「milk standard、 microbiological criteria、indicator bacteria」 などを用いて関連情報の検索を行なった。 今回、最終的に選択した 2 報の文献(資料 1、資料 2)についてその重要部分を和訳 (仮訳)し、要旨を把握した。

C. 研究結果

欧州諸国における乳・乳製品の生産、加工 製造における衛生管理の状況、動向を探る ためにインターネットにより情報検索し、 今回、以下の2報の文献を最終的に選択し た。

「資料 1」

Industry Guide to Good Hygiene Practice: Milk and Dairy Products

(乳及び乳製品の製造における優良衛生規

範についての英国のガイド)

Dairy UK

August 2010

http://www.dairytransport.co.uk/eblock/s ervices/resources.ashx/000/634/680/Final Draft August 2010 -

<u>Industry guide to good hygiene practi</u> ce.pdf

「資料 2」

National Standard for Milk Production (Version 2020)

(乳の生産についてのドイツの基準 (2020 年度版))

QM milch (Germany)

January 2020

https://media.diemayrei.de/92/721192.pdf

資料1、2とも、乳・乳製品の生産者、加工製造業者等を対象とした衛生管理に関するガイドである。以下にその内容の一部を紹介するとともに、部分訳(仮訳)を報告書末尾に添付した。

○ 資料1

このガイドは、タイトルからも分かるように、乳の生産から加工に至るまでの過程における衛生管理についての英国の事業者向けの公式ガイドで、2010年8月にDairy UK(業界団体)により刊行された。本報告書では、このうち、EC規則2073/2005(食品の微生物基準、

https://eur-

<u>lex.europa.eu/eli/reg/2005/2073/oj</u>) に関する章を主に紹介する。

本ガイドはまず初めに、この規則では2

種類の基準が設定されていることを述べている。1 つは食品安全基準(food safety criteria)で、もう 1 つは工程衛生基準(process hygiene criteria)である。前者の目的は製品バッチの安全評価であり、後者の目的は工程の適切性の確保である。

本ガイドは次に、この規則の遵守に当たり重要な点を3つ挙げている。1)微生物基準は、食品安全管理の手法の妥当性確認と検証の両方に使用されるべきである、2)想定されるリスク、事業の性質、規模に見合った検査、3)検査においては代替の指標(たとえば経時的温度記録など)を用いてもよい、である。また、本規則の執行は監査と検体採取により達成されるとし、基準を超えた場合、事業運営管理者は是正措置をとらなければならないとしている。

本ガイドは次に、本規則が規定している 食品安全基準について詳細に述べている。 すなわち、本ガイドは、乳及び乳製品のカテ ゴリーごとに検査対象微生物種、食品安全 基準、検査法等を記載し、これらをまとめて 表として示している。本報告書ではこのう ちの主なものについて、製品カテゴリーと 対象微生物種の項目のみを【資料1の部分 訳】に表1として示した。

本ガイドはまた、乳・乳製品カテゴリーと 微生物種の特定の組み合わせ(具体的には、 1)RTE(そのまま喫食可能な)食品とリス テリア(Listeria monocytogenes)、2)乳製 品とコアグラーゼ陽性ブドウ球菌、3)乳児 用調製粉乳・食品と腸内細菌科菌群、サルモ ネラ、Cronobacter sakazakii)の場合に、 どの基準を適用すべきか、また、実施すべき ことは何かが分かる決定樹 1、2、3 を提示 している。 本ガイドはさらに、食品安全基準が満たされなかった場合は、製品の出荷ができなくなり、既に市場に出荷したものについては撤去や回収の可能性があり、加えて、安全管理手法の見直しが必要になるとしている。

工程衛生基準についても食品安全基準と同様、本ガイドは、乳及び乳製品のカテゴリーごとに検査対象微生物種、工程衛生基準、検査法等を記載し、これらをまとめて表として示している。本報告書ではこのうちの主なものについて、製品カテゴリーと対象微生物種の項目のみを【資料1の部分訳】に表2として示した。

本ガイドでは、工程衛生基準が満たされなかった場合でも製品の市場への出荷は可能だが、以降の製品が基準を満たすように製造工程や製造方法の見直しが必要であるとしている。

○ 資料 2

乳の国レベルでの品質保証を図るため、 ドイツでは QM Milk (Quality Management Milk) という品質管理のスキ ームが2002年に提案され、この方式を成文 化したものとして、法規や規範などにもと づくすべての基本的要件をカバーする基準 (QM Milk Standard) が作成された。この 基準は QM Milk 認証プログラムに参加す る農場(ドイツの全農場の90%以上)を対 象とし、その目的は農場レベルでの生乳の 品質保証である。資料 2 は 2020 年 1 月 1 日に発行されたこの基準の 2020 年度改定 版で全7章からなり、本報告書では、この うち基本的要件に関する章(第4章)を紹 介する(【資料2の部分訳(仮訳)】参照)。 第4章には基本的要件として6項目が挙

げられており、以下に各項目についてその 概要を紹介する。

・動物の健康と福祉

乳を生産するウシは、健康上の基本的な問題の徴候を呈していないものでなければならない。乳房の検査を毎月行う。

・動物の個体識別及び登録

家畜群に関する変更は、個体の識別と 由来に関する公的なデータベースに登 録する必要がある。

・乳の生産と保管

搾乳室には十分な照明と換気が必要である。乳の冷却と保管は、無許可の第三者や害虫などからの有害な影響を受けないような方法で行われなければならない。

飼料

飼料は、高品質な食品の生産において 最も重要な要素である。牛乳生産者は、 飼料規格に関する国の枠組み協定を遵 守する製造業者及び取引業者から購入 した飼料のみを使用することができる。 牛乳生産者は、飼料の入荷ごとに配送許 可証、納品明細、その他の証明記録を保 存しておかなければならない。

・動物用医薬品 (VMP)

乳生産者は、治療を受けたことのある ウシ全頭を正確に把握していなければ ならない。動物用医薬品 (VMP) で治療 を受けたことのあるウシの乳は、休薬期 間が過ぎている場合にのみ出荷の再開 の可能性がある。出荷した乳に阻害剤が 含まれていてはならない。

すべての乳生産者は、獣医師の協力を 得て、自身の農場で動物群のチェックを 行う。 乳生産者は、処方箋により薬局のみで 入手できる VMP の購入証明書をいつ でも提示できるようにしておかなけれ ばならない。

原則として、血清、ワクチン及び抗原 は獣医師のみが投与できる。

• 環境保護

肥料に関する規則は、各農場に対し、 農場由来肥料の栄養素含有量の比較と 記録を行うことを義務付けている。

基本的要件の遵守の状況は、各農場が作成する点数方式の自己評価表を認証機関が監査することにより把握される。資料 2 は自己評価表のフォーマットを付録 1 として掲載している。自己評価の項目は 2020 年度改定により 64項目から 69項目に増加した。

D. 考察

○ 資料1について

本報告書では、資料 1 のうち EC 規則 2073/2005 に関する部分に焦点を当てた。 乳及び乳製品に関わる微生物基準等をリストアップした表(付録 1、5)は多くの注釈が付されて極めて複雑なため、本報告書では製品カテゴリーと対象微生物種の組み合わせの概要を示すのみにとどめた(【資料 1 の部分訳】の表 1、2)。

上記の表 1、2 によれば、加熱殺菌乳に関しては、工程衛生基準として腸内細菌科菌群についての基準が設定されている。また殺菌乳は RTE 食品でもあることから、リステリアについての食品安全基準も適用されると考えられる。しかしながら、決定樹 1 の注釈によると、最終包装で加熱殺菌される

場合は再汚染がないので定期的なリステリア検査は不要であるとされている。

○ 資料2について

QM Milk Standard は3つの要素、すなわち1) German national standard for milk production (乳の生産についてのドイツの基準)、2) QM Milk's list of criteria (自己評価表)、3) QM Milk handbook for milk producer (乳生産者のためのハンドブック)からなり、今後、3年ごとに改定版が発行される予定である。QM Milk Standard は乳加工業者に生乳を供給する農場が対象で、課される基本的要件としては飼料や動物用医薬品など牛の飼育管理に関することが主である。

本報告書では「乳の生産についてのドイ ツの基準」の第4章「基本的要件」を紹介 したが、第6章「監査 (Control system)」 についても簡単に触れておく。QM Milk 認 証プログラムに参加する農場は認証機関に よる3年に一度の定期監査を受け、これに 合格することで認証を得られる。監査時の 点数によっては認証の有効期間が 18 カ月 になることがある。認証の有効期間中に、例 えば、一般細菌数が 10万/ml を超えている、 または、体細胞数が 40 万/ml を超えている などの理由で生乳の納入が乳加工業者によ り一時的に停止された場合、その農場は認 証が取り消される。再認証を受けるには特 別監査を受け、これに合格しなければなら ない。

E. 結論

インターネット検索により得られた文献 (資料 1、2) の調査により、以下の結論が 得られた。

資料1には、乳及び乳製品について規定された EU の微生物基準が EC 規則2073/2005 から抽出され、それらがリスト化された形で記載されていた。また、これらの基準の遵守に当たっての留意事項や、基準の適用を支援する決定樹が提示されていた。これらは、EUにおける乳及び乳製品についての微生物基準の内容、及びそれへの対応を理解する上で有益であると考えられた。

資料 2 は生乳生産における微生物基準を述べたものではなく、生乳の品質保証のために生産農場がなすべき基本的要件を述べたもので、そのほとんどは牛の飼育管理に関すること (飼料、動物用医薬品など) であった。

F. 健康危機管理情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表なし

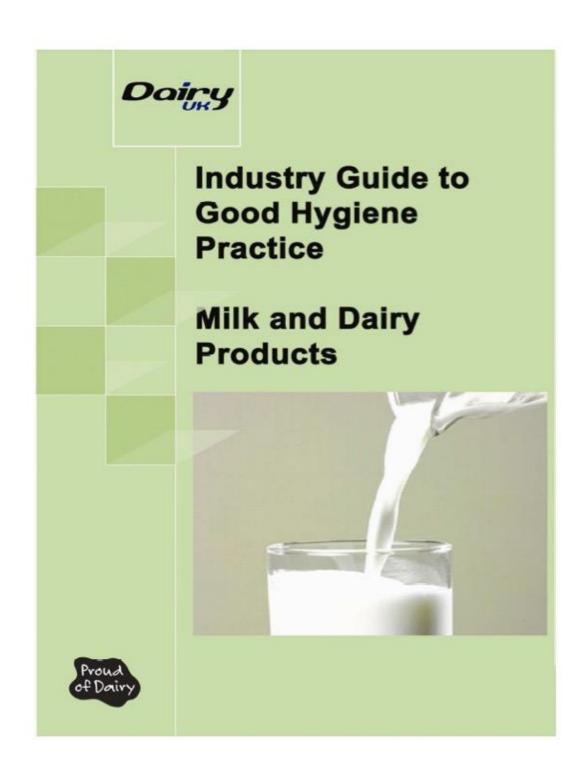
2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

【資料1-1】



Industry Guide to Good Hygiene Practice

Milk and Dairy Products

Regulation (EC) 852/2004 The hygiene of foodstuffs

Regulation (EC) 853/2004 Hygiene rules for food of animal origin

Regulation (EC) 2073/2005 *Microbiological criteria for foodstuffs* (as amended by EC Regulation No. 1441/2007 and Regulation No. 365/2010)

August 2010

【資料1-3】

CONTENTS

Indust	Page Number	
Preface		5
Acknowledgement		6
Introduction		7
Scope		8
Structu	ure of the Guide	9
Legal b	packground	10 – 11
HACCE		12 - 14
Regula	tion 852/2004 The hygiene of foodstuffs	15 – 53
	HACCP	15 - 16
	General requirements for food premises	17 – 22
	Specific requirements in rooms where foodstuffs are prepared, treated or processed	23 – 27
	Requirements for movable and temporary premises	28 – 30
	Transport	31 – 34
	Equipment requirements	35 – 37
	Food Waste	38 – 39
	Water Supply	40 – 41
	Personal hygiene	42 – 44
	Provisions applicable to foodstuffs	45 – 48
	Wrapping and Packing	49 – 50
	Heat Treatment	51
	Training	52 – 53
Regula	tion 853/2004 Hygiene rules for food of animal origin	54 – 79
	Primary Production	55 – 60
	Milk Production Holdings	61 - 63
	Milking, Collection and Transport	64 – 65
	Staff hygiene	66
	Criteria for Raw Milk	67 – 69
	Dairy Products - Temperature	70 - 71
	Heat Treatment	72-75
	Criteria for Raw Cows' Milk	76
	Wrapping and Packing	77

Industry Guide to Good Hygiene Practice: Milk and Dairy Products

【資料1-4】

Labelling	78
Identification Marking	79
Regulation 2073/2005 Microbiological criteria for foodstuffs	80 – 90
Microbiological Criteria for Milk and Dairy Products	80 – 82
Food Safety Criteria	83 – 87
Process Hygiene Criteria	88 – 90
References	91
Glossary	92 - 95
Annex	96 - 97

【資料1の部分訳(仮訳)】

Industry Guide to Good Hygiene Practice: Milk and Dairy Products (乳及び乳製品の製造における優良衛生規範についての英国のガイド)

Dairy UK

August 2010

http://www.dairytransport.co.uk/eblock/services/resources.ashx/000/634/680/Final Draft August 2010 - Industry guide to good hygiene practice.pdf

<以下、<>の部分は分担研究者による編集や意見を含む部分であり、『』の部分は原文を 和訳(仮訳)し、そのまま引用した部分である。>

<目次(一部省略)

- 緒言
- 序論
- 適用範囲
- このガイドの構成
- 法的背景
- · HACCP
- · EC 規則 852/2004: 食品衛生
- · EC 規則 853/2004: 動物由来食品の衛生規則
- · EC 規則 2073/2005 及びその修正 1441/2007、365/2010: 食品の微生物基準

緒言

このガイドの目的は EU 規則にどのように従うかを示すことであり、このガイドは公式なものである。このガイドに従う法的な義務はないが、考慮されるべきである。

序論

このガイドは、乳生産者、乳加工業者、その他の酪農業者が EC 規則 852/2004、853/2004 を遵守することを支援するのが目的である。加えて、EC 規則 2073/2005 の一部、及びこれ についての UK FSA(英国食品基準庁)の解説も含まれる。

このガイドの構成

HACCP 以降の 4 つの章は、それぞれ、1) 法的要件である規則の紹介、2) 規則の遵守についてのガイド、3) 法的要件以外の優良規範の紹介からなっている。>

<以下は「EC 規則 2073/2005 及びその修正 1441/2007、365/2010 (食品の微生物基準)」の章の和訳(仮訳)である。>

『EC 規則 2073/2005: 食品の微生物基準

「乳及び乳製品の微生物基準」

序論

この EC 規則では2種類の基準が規定されている。これらの基準を逸脱した場合、食品事業運営管理者は是正措置をとらなければならない。

- ・ 食品安全基準 (food safety criteria):製品もしくは食品のバッチの安全の目安
- ・ 工程衛生基準 (process hygiene criteria): 製造工程が適切に作動していることを保証するために使用

遵守

微生物検査によって食品安全が保証されたり、コントロールされたりすることはない。この規則は、一般的に、最終製品の微生物検査の回数や、検査結果が判明するまで出荷を停止する製品の数を増やすことはない。この規則の遵守を確実にするために、以下のことを実行すべきである。

- ・ 微生物基準は、食品事業者による食品安全管理の手法の有効性評価及び検証に使用すべきである。
- ・ 検体の収集、検査の規模は、想定されるリスク、事業の性質、規模に見合ったものであるべきである。
- ・ 同様の結果が得られることを示すために、代替の指標(たとえば経時的温度記録、優良 衛生洗浄規範の遵守)を用いても良い。

執行

- (1) この基準の遵守は、食品の生産から流通までのフードチェーンのすべての段階で、各地の環境衛生局が責任を持つ。
- (2) 具体的に(1)の目的は、食品事業者による食品安全管理の状況の監査または製品のサンプリングにより達成される。監査においてはこの基準が満たされていることを示すエビデンスが要求される。
- (3) 基準を超えた場合、食品事業運営管理者は是正措置をとらなければならない。

食品安全基準

○ 法的要件

乳及び乳製品関連の食品安全基準(微生物検査基準)についてはリスト化されたものが付録1に示されている。また、下記に示す製品と微生物の組み合わせの場合に実施すべき検査の種類を決める決定樹が付録2~4に記載されている。

付録 2 (決定樹 1):RTE(そのまま喫食可能な)食品とリステリア (Listeria monocytogenes)

付録3(決定樹2):乳製品とコアグラーゼ陽性ブドウ球菌

付録4 (決定樹3): 乳児用調製粉乳・食品と腸内細菌科菌群、サルモネラ、Cronobacter sakazakii

○ 遵守に関するガイド

食品安全基準はあるバッチの食品の安全性を評価するために使用される。食品安全基準は当該製品の品質保持期間を通して有効である。食品安全基準が満たされない場合、通常、食品事業運営管理者は当該食品を市場に出荷できなくなるか、または、当該食品を市場から撤去し、今後の製品が基準を満たすよう方策を講じざるを得なくなる。場合によっては当該食品の回収が必要になる。当該食品が今後は食品安全基準を満たすことを確実にするために、食品安全管理の手法の見直しを行うべきである。

○ 優良規範についてのアドバイス

製品の検査は、製造時及び品質保持期間の終了時にその食品としての安全性要件が確保 されるか否かを知るために、製品の開発段階から実施することが推奨される。それ以降は、 食品事業管理システムの規定にしたがって、現場ごとに決められる定期的な検査を行う。

HACCP プランでは加熱殺菌や加熱殺菌後の汚染の防止について触れ、前提となる必要な管理が行われることを保証すべきである。このような条件下では製品の工場からの出荷前に検査をする必要はない。しかしながら、製品の開発段階においてその品質保持期間を決定する際、上述の条件が確立されることが望ましい。』

<乳及び乳製品関連の食品安全基準のリスト(付録1)については、正確を期すため全体を示すことはせず、製品カテゴリーと微生物種の組み合わせの概要のみを表1に示した。また決定樹についてはそれぞれのタイトルのみを示した。

表 1: 乳及び乳製品関連の食品安全基準(製品カテゴリーと微生物種の組み合わせ)

製品カテゴリー	微生物(その毒素)
RTE 食品(乳児用を含む)	リステリア (Listeria monocytogenes)
チーズ、バター、クリーム(生乳由来)	
粉ミルク、アイスクリーム	サルモネラ属菌
乳児用調製粉乳	
チーズ、粉ミルク	ブドウ球菌毒素
乳児用調製粉乳	Cronobacter sakazakii

- ・ 決定樹1: RTE 食品のリステリア汚染について、どの基準を用いれば良いか
- ・ 決定樹 2:乳製品がコアグラーゼ陽性ブドウ球菌またはブドウ球菌毒素に汚染していた 場合、どうすれば良いか
- ・ 決定樹 3: 乳児用調製粉乳・食品が腸内細菌科菌群、サルモネラまたは *Cronobacter* sakazakii に汚染されていた場合、どうすれば良いか>

『工程衛生基準

○ 法的要件

乳及び乳製品関連の工程衛生基準(微生物検査基準)についてはリスト化されたものが付録5に示されている。

○ 遵守に関するガイド

- ・ 工程衛生基準は製造工程が適切に機能していることを示すために使用される。工程衛生 基準は製造及び製品取り扱いのすべての段階に適用される。
- ・ 工程衛生基準が満たされていなくても製品を市場に出荷することはできる。しかし、食 品事業運営管理者は、将来の製品が工程衛生基準を満たすよう製造工程や製造方法を見 直し、工程衛生を改善しなければならない。
- ・ 本 EC 規則は検査の最低条件を規定しておらず、また食品事業運営管理者に対して、日常的な微生物検査を行うことや検査の結果を待つために製品の市場への出荷を遅らせることを要求していない。工程衛生基準は食品安全管理手法が適切に機能していることを確認するために使用すべきである。
- 乳製品がコアグラーゼ陽性ブドウ球菌に汚染されていたり、乳児用調製粉乳が腸内細菌 科菌群に汚染されていた場合は更なる検査が必要になる可能性がある。このような場合 になすべきことを食品安全管理手法に記載しておくべきである。またこのような場合、 執行機関は食品事業運営管理者が適切な是正措置をとったことを示す十分なエビデン スを必要とする。

○ 優良規範についてのアドバイス

洗浄や消毒の規範を満たしていることを示すために定期的な製品検査が推奨される。各 バッチについて、その製造開始時に、または製造現場ごとに決められたガイドラインに沿っ て検査をすることが望ましい。

規則を遵守していることを示すのに必要な達成目標よりもより厳しい目標を設定することは良いやり方である。この場合、検査の規模は小さくてよく、通常は1つの検体につき1回の検査で良い。

本規則は、リステリア関連の公衆衛生リスクがある RTE 食品の製造施設管理者に対し、 リステリア汚染の有無について製造環境をモニターすべきであると規定している。さらに、 製造環境及び従業員の個人衛生状況に関するモニターシステム(たとえば、機器の拭き取 り、手指の拭き取り、水質検査など)を備えることが推奨される。』

<乳及び乳製品関連の工程衛生基準のリスト(付録 5)については、正確を期すため全体を示すことはせず、製品カテゴリーと微生物種の組み合わせの概要のみを表 2 に示した。

表2:乳及び乳製品関連の工程衛生基準(製品カテゴリーと微生物種の組み合わせ)

製品カテゴリー	微生物
加熱殺菌乳(及び液状乳製品)	
粉ミルク、アイスクリーム、デザート	腸内細菌科菌群
乳児用調製粉乳	
チーズ、バター、クリーム	大腸菌
チーズ (生乳等由来)、粉ミルク	コアグラーゼ陽性ブドウ球菌
乳児用調製粉乳	セレウス菌

>



NATIONAL STANDARD FOR MILK PRODUCTION

Version 2020

Applies from 01.01.2020

QUALITÄTSMANAGEMENT MILCH IS AN INITIATIVE OF







Situation on 07.03.2019

【資料2-2】

QM Milk Standard Version 2020

Contents

1.	General introduction	4
1.1.	The basics	4
1.2.	The QM Milk standard	4
1.3.	The QM Milk advisory board	5
2.	Setting targets	5
3.	Scope	6
4.	General requirements	6
4.1.	Animal health and well-being	7
4.2.	Animal identification and the farm register	7
4.3.	Milk production and storage	7
4.4.	Feed	7
4.5.	Veterinary medicinal products (VMPs)	8
4.6.	The environment	9
5.	Detecting residues	9
6.	Control system	10
6.1.	Requirements of certification bodies	10
6.2.	Requirements of the auditors	11
6.3.	Further education and training	12
6.4.	Duty for the holding pending certification to cooperate	12
6.5.	Inspection system	12
6.6.	Interval between inspections: system and special audits	13
6.7.	Interpreting the findings of the audit	16
7.	Issuing of certificates	17
Anne	xes	

01.01.2020 3

【資料2の部分訳(仮訳)】

National Standard for Milk Production (Version 2020)

(乳の生産についてのドイツの基準(2020年度版))

QM milch (Germany)

January 2020

https://media.diemayrei.de/92/721192.pdf

<本ガイドは全体で7章と付録からなるが、以下は第4章「基本的要件」の和訳(仮訳)である。>

『4. 基本的要件

生乳生産のモニタリングには、以下の項目に関する状況の確認が必要である。

- ・動物の健康と福祉
- ・動物の個体識別と由来
- ・乳の生産と保管
- 飼料
- ・医薬品の使用に関する法規の遵守
- 環境保護

4.1 動物の健康と福祉

食品としての乳の生産では、衛生及び畜舎に関する一定の条件が守られなければならない。さらに、ウシの健康状態については厳しい規定がある。特に、食品としての乳を生産するウシは、健康上の基本的な問題の徴候を呈していないものでなければならない。乳房の健康状態を調べるために動物群の検査を毎月行う。乳房感染の疑いがある場合は、治療法を決定するため、または慢性感染と薬剤耐性の有無を確認するために、その動物の個別検査を行う必要がある。

4.2 動物の個体識別及び登録

法規により、牛乳生産者はウシ 1 頭に耳標 2 個を付けることが義務付けられている。片方の耳標が紛失した場合、牛乳生産者は代わりの耳標を直ちに当局に申請し、個体識別を再開しなければならない。家畜の移動に関する規則(Viehverkehrsverordnung - VVVO)により、家畜生産者には家畜の登録簿への記入が義務付けられている。家畜群に関する変更は、個体の識別と由来に関する公的なデータベース(HI-Tier-Datenbank)に登録する必要がある。

4.3 乳の生産と保管

ウシの搾乳が行われる環境は、高品質な牛乳の生産に資するものでなければならない。搾 乳室には十分な照明と換気が必要である。搾乳用器具、搾乳クラスター及び冷却タンクは定 期的に点検する必要がある。搾乳については、搾乳従事者が守らなければならない特定の衛 生要件がある。乳の冷却と保管は、無許可の第三者や害虫などからの有害な影響を受けない ような方法で行われなければならない。

4.4 飼料

飼料は、高品質な食品の生産において最も重要な要素である。このため、飼料の購入と使用については特別な要件が規定されている。

乳生産者は、飼料規格に関する国の枠組み協定を遵守する製造業者及び取引業者から購入した飼料(配合飼料、単体飼料)のみを使用することができる。飼料規格に関する枠組み協定は、以下のWebページ(www.qm-milch.de)からダウンロードできる。また、飼料の原材料に関するポジティブリストに記載されている飼料のみが使用できる。

飼料は、公的機関やその他の機関で、モニタリングプログラムの枠組みに従い不適切な物質に関して検査が行われる。

牛乳生産者は、飼料の入荷ごとに配送許可証、納品明細、その他の証明記録を保存してお かなければならない。この義務は、農家で製造される飼料を購入する場合も同じである。

異なる動物種用の飼料を別々に保管することにより、飼料の混入を効果的に防ぐことができる。

家畜及び環境の双方を重視する方法で給餌するためには、1回の給餌量を計算する際に栄養分析の結果を利用することが推奨される。

肥育場が汚染されたことが強く疑われる場合は、自家製の飼料に対する残留物対策も実施すべきである。

4.5 動物用医薬品(VMP)

乳生産者は、治療を受けたことのあるウシ全頭を正確に把握していなければならない。動物用医薬品(VMP)で治療を受けたことのあるウシの乳は、休薬期間が過ぎている場合にのみ出荷の再開の可能性がある。出荷した乳に阻害剤が含まれていてはならない。乳は、乳の品質に関する規則、QM Milk の基本的モニタリング、及び必要ならば、乳の出荷に関する規則に従い、定期的(月に数回)に阻害剤の検査が行われる。

すべての乳生産者は、獣医師の協力を得て、自身の農場で動物群のチェックを行う。その 目的は、群の健康状態を維持することである。健康維持に関する契約を獣医師と交わすこと が推奨される。

乳生産者は、処方箋により薬局のみで入手できる VMP の購入証明書をいつでも提示できるようにしておかなければならない。この購入証明書は、適切に記載されていることを入念

に確認し、日付順にファイルして5年間保存すべきである。

乳生産者は、所有する家畜に VMP を使用した場合、これをすべて記録しなければならない。乳生産者が自身で VMP を投与する場合は、上述の購入証明書を発行した獣医師の指示を遵守しなければならない。獣医師が定めた休薬期間を守ることが特に重要である。

原則として、血清、ワクチン及び抗原は獣医師のみが投与できる。獣医師の要請により、 場合によっては関係当局が例外を認めることがある。

獣医師/薬局から入手した医薬品はすべて、添付文書に記載された指示に従って保存する。使用期限が過ぎた医薬品は適切な方法で廃棄する。使用したすべての器具は、清潔を保ち、次の業務にすぐに使用できる状態にしておくべきである。

4.6 環境保護

肥料に関する規則は、各農場に対し、農場由来肥料の栄養素含有量の比較と記録を行うこと、及び比較したことの証拠を示すことを義務付けている。優良農業規範のガイドは、農場由来の糞尿堆肥の散布を制限している。』

令和2年度厚生労働科学研究費補助金(食品の安全確保推進研究事業) 「国際動向を踏まえた乳および乳製品の試験法確立に関する研究」 分担研究報告書

国内製品・製造施設の衛生実態に関する研究

研究分担者 朝倉 宏 国立医薬品食品衛生研究所 食品衛生管理部

窪田 邦宏 国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部 中山 達哉 国立医薬品食品衛生研究所 食品衛生管理部

研究協力者 山本 詩織 国立医案品食品衛生研究所 食品衛生管理部 研究協力者 山本 詩織 国立医薬品食品衛生研究所 食品衛生管理部 町田 李香 国立医薬品食品衛生研究所 食品衛生管理部

 内山
 栞
 国立医薬品食品衛生研究所

 木下
 直美
 岡山市保健所
 衛生課

 伊藤
 友章
 岡山市保健所
 衛生課

 南
 大亮
 岡山市保健所
 衛生課

 南 大売
 両山巾保健所 衛生課

 溝口 嘉範
 岡山市保健所 衛生課

研究要旨

本研究では、苦情が寄せられた牛乳製品の製造施設における衛生管理実態を把握し、改善すべ き点の有無を検証することを目的として、当該施設での牛乳製造工程を通じた微生物動態に関す る研究を行った。情報調査を通じ、当該製品の製造工程フローを確認した上で、生乳、殺菌前 乳、最終製品(牛乳製品)、並びに製造工程において一時的に開放系となる充填機内外の施設環 境拭取りを採材対象として設定した。衛生指標菌試験を通じ、生乳検体では一般細菌数が 4.0-4.2 logCFU/mL、腸内細菌科菌群が 2.1-2.2 logCFU/mL、大腸菌群が 1.9-2.0 logCFU /mL、黄 色ブドウ球菌が 2.6-2.7 logCFU/mL 検出された。殺菌前乳検体では、生乳検体に比べ、各指標 菌数は概ね 1-2 logCFU/mL 上昇傾向を示した。16S rRNA 菌叢解析を通じ、受入時の生乳検体 に比べ、殺菌前牛乳検体では腸内細菌科菌群や Streptococcaceae 等の占有率が増加を示し、菌 数変動とあわせ、生乳受け入れから加熱殺菌までの工程における温度管理或いは配管洗浄等に不 備があった可能性が示唆された。また、最終製品検体からは直接塗抹法により全ての指標菌は検 出されなかったが、保存試験を通じ、一般細菌が検出され、僅かながら微生物の生残或いは交叉 汚染が生じた可能性が示唆された。菌叢解析を通じ、製品検体では Buttiauxella、Trabulsiella、 Mangrovibacterium 等の環境由来細菌の占有率増加が確認され、後者の可能性を支持する結果と 捉えられた。実際に充填機内外の拭取り検体のうち、マガジンラック及び充填ノズルメッシュか ら一般細菌が検出された。菌叢解析により、マガジンラックやノズルメッシュ、充填機内部検体 では充填開始前と終了後の間で顕著な変動が認められた。以上より、検討対象施設における牛乳 の製造工程では、生乳受入れから殺菌までの間での温度管理、加熱殺菌工程の正常稼働、充填工 程での施設設備の洗浄消毒の徹底等が衛生管理の向上に向けて検討が必要な事項として抽出され

A. 研究目的

本分担研究では、乳・乳製品の製造工程に関わる管理実態の把握並びに改善すべき工程管理の在り方を提言することを目的として検討を進めてきた。前年度までに検討した中規模の低温殺菌牛乳製造施設における工

程管理に関する検討では、充填機内部での環境由来細菌(非病原細菌)の汚染が見出され、 牛乳製品からも当該菌が少数ながら検出された実態を把握した。充填機の洗浄消毒については、一般衛生管理としてこれまでも対応がなされていたが、当該施設においては、よ

食品衛生管理部

り高度衛生管理体制の構築に向けて、充填工 程における機器・器具の洗浄消毒の徹底が求 められる課題として抽出されたといえる。

牛乳製品の安全確保を推進する上で、微生 物学的な検討は欠かせない。これは原料とな る生乳中に多様な微生物が含まれているこ とに起因する。こうした微生物危害の制御を 製造工程で果たすため、乳等省令では従来よ り、加熱殺菌条件をはじめ、生乳受入れ検査 (直接鏡検法)や製品検査として行われる成 分規格を設定している。近年、牛乳製品を原 因食品とする食中毒事例は発生が認められ ていないが、(有症) 苦情については依然と して散見されている。一例として、東京都に 寄せられた乳・乳製品に関わる苦情事例の多 くは、異味・異臭、異物混入、または外観異 常であることが報告されている ¹⁾。また、セ レウス菌汚染による甘性凝固が報告されて いる²⁾。いわゆる常温保存牛乳を除き、全て の牛乳製品で無菌を担保することは困難で あることは周知のとおりであるが、製造工程 を通じた微生物制御の高度化を果たすこと は、消費者のみならず、製造事業者の不利益 を回避する上でも重要な事項と考えられる。 実際に、大阪市内の総合衛生管理製造過程承 認施設において製造された牛乳製品に対し て、有症苦情が寄せられ、計 24.340 本を自 主回収した事例も報告されている 3)。当該 事例では、Pseudomonas fluorescencesが 充填工程直前のセミアセプティックサージ タンクの圧力異常により、充填機内に外空気 が侵入したことが細菌汚染の要因と推定さ れており、製造工程における衛生確保は今後 も検証する必要が増すものと想定される。

本年度は2019年に外観異常に関する苦情 が寄せられたUHT牛乳製品に着目し、当該製 品の製造施設における製造工程管理実態を 確認するため、原料、中間・最終製品並びに

製造前後の環境拭取り検体について微生物 検査を行い、製造工程管理の向上に資すると 思われる要点の抽出を行うことを目的とし て検討を行ったので報告する。

B. 研究方法

1. 牛乳製造施設における検体確保及び関連 情報の収集

本研究では、超高温瞬間殺菌 (UHT) 牛乳 製造施設の協力を得て、同施設で牛乳製品の 製造工程に関する情報提供、並びに検体確保 に関する承諾を得た。検体の内訳は、生乳、 殺菌前乳、並びに牛乳製品2種(各 n=3)の ほか、充填機周辺環境拭き取り検体をスポン ジスワブ(スリーエム)を用いて採材した。 全ての検体は冷蔵温度帯で採材後48時間以 内に保管・輸送し、到着後速やかに以下の研 究に供した。

2. 衛生指標菌定量試験

衛生指標菌の定量試験には、国際標準試験 法である ISO 法(一般細菌数、ISO 4833-1; 腸内細菌科菌群、ISO 21528-2;大腸菌群、 ISO 4832;大腸菌、ISO 16649-2;黄色ブド ウ球菌、ISO 6888-1) を用いた。試験検体の 希釈には、緩衝ペプトン水(BPW、Oxoid) を用いた。

3. 16S rRNA 菌叢解析

上述 2.で調整した 10 倍乳剤 1ml を分取 し、滅菌 PBS を用いて 2回洗浄した。その 後、沈査より Maxwell RSC Blood DNA kit (プロメガ)を用いて Total DNA を抽出し た。抽出 DNA 溶液を鋳型として、16S rRNA V5-V6 領域を対象とする PCR 反応を 行い、同領域を増幅した。E-gel SizeSelect 2% (Thermo Fisher) 、AMPure XP

(Beckman)、及び Ion Library Equalizer

kit(Thermo Fisher)を用いて増幅産物を 精製・定量し、等量混合ライブラリーを作 製した。Ion Chef/PGM システム(Thermo Fisher)を用いて同ライブラリーを対象 に、塩基配列データを取得した。取得デー タは、CLC Genomic Workbench v.20(キ アゲン)を用いて不要配列を除去後、RDP Classifier pipeline へ投入し、階層分類等の 解析を行った。

4. 保存試験を通じた微生物動態解析

上項 1.で示す生乳検体を無菌的に 100 m L ずつ 100 mL 容の滅菌済容器に分注し、速 やかに 5、15、25°C下にて 0、1、2、5 日 間保存した。同じく上項 1.で示した製品検 体についても同様に、100 mL 容量にて 15°Cまたは 25°C下にて 5 日間保存した。保 存後の検体は上項 2.と同様に一般細菌、腸 内細菌科菌群、大腸菌群、大腸菌、黄色ブ ドウ球菌の検出試験に供した。

C. 研究結果

製造施設における牛乳製品の製造工程フローダイヤグラムを図1に示す。



図 1. 対象施設における牛乳製造工程フローダイヤグラム.

製造工程フローを確認後、管轄自治体並びに事業者の協力を得て、原料である生乳検体、殺菌前乳検体、最終製品検体(牛乳製品)、並びに施設環境拭取り検体を入手し、微生物試験に供した。なお、管轄自治体は苦情を受けて、既に製造施設の調査を行ったが、記録文書を含め管理事項に大きな逸脱は確認されていない状況であった。

1. 衛生指標菌検出状況.

(i) 生乳、中間・最終製品検体(図2)

生乳 3 検体では、一般細菌数が 3.99-4.16 logCFU/mL、腸内細菌科菌群が 2.06-2.16 logCFU/mL、 大 腸 菌 群 が 1.85-2.02 logCFU/mL、黄色ブドウ球菌が 2.64-2.73 logCFU/mL 検出された。大腸菌は、生乳 2 検体より検出され、検出菌数は 1.00-1.18 logCFU/mL であった。

殺菌前乳 3 検体の検出菌数は、一般細菌数が 4.65-5.11 logCFU/mL、腸内細菌科菌群が 3.83-3.90 logCFU/mL、大腸菌群が 3.32-4.07 logCFU/mL、大腸菌が 3.28-3.41 logCFU/mL、黄色ブドウ球菌が 2.90-3.00 logCFU/mLであった。生乳検体と比較して、衛生指標菌数は全体的に1~2 logCFU/mL程高い傾向が認められた。

製品 2 種計 6 検体については、一般細菌 を含む全試験項目で陰性を示した。

(ii) 施設環境拭き取り検体(表1)

これまでに他施設にて得られた結果を踏まえ、本研究では充填機内外環境を製品への微生物交叉汚染を生じ得る工程・箇所と想定し、拭取り検体を確保し、微生物試験に供した。製造開始前(洗浄消毒後)において、一般細菌数はマガジンラック 2 検体、充填機内部、充填機外部、ノズルメッシュの各 1 検体より検出され、それぞれの菌数は、2.23 log

CFU/100cm²、1.45 log CFU/100cm²、1.98 log CFU/100cm²、2.29 log CFU/ 100cm²、1.15 log CFU/ 100cm²であった。一方、製造終了後・洗浄消毒前の段階で採材した検体のうち、マガジンラック 2 検体からはそれぞれ 2.95 log CFU/ 100cm²、3.47 log CFU/ 100cm²の一般細菌が検出された。このほか、腸内細菌科菌群は充填機周辺外環境の 1 検体から 1.15 log CFU/100cm² と僅かながら検出された。大腸菌群、大腸菌及び黄色ブドウ球菌はいずれの検体からも検出されなかった。

2. 菌叢解析

食品の製造工程を通じた検体の構成菌叢解析は、温度管理不備等に起因する微生物増殖や、工程中での交叉汚染の発生等を予測するためのツールとして活用されつつある。本研究では、各検体より Total DNA を抽出し、16S rRNA 菌叢解析に供した。製品関連検体並びに施設環境検体における結果は以下のとおりである。

1) 生乳、中間・最終製品検体の構成菌叢 上記検体の構成菌叢に関する知見を得る ため、16S rRNA 菌叢解析を実施した。対象 検体からは、計 45 門(Phylum)、87 綱(Class) 、169 目 (Order)、386 科 (Family)、1768 属 (Genus) が検出された。

①生乳検体

Phylum 階層では、*Firmcutes* が 44.19% と最も高い占有率を示し、*Proteobacteria* が 29.95%とこれに続いた(図 3A)。

Family 階層では *Rhodocyclaceae が* 24.74%と最も高い占有率を示し、腸内細菌 科菌群の占有率は 0.05%に留まった(図 3B)。

Genus 階層では *Thauera* が最も高い占有率を示し(平均値 24.60%)、*Romboutsia* がこれに続いた(同 10.18%)(図 3A)。腸内

細菌科菌群の中では Serratia、Klebsiella、 Mangrovibacter、 Rahnella 、 Cedecea 、 Enterobacter、Escherichia/ Shigella 等が優 勢であった(図 3C)。

②殺菌前乳検体

Phylum 階層では、*Proteobacteria* の占有率は生乳検体と同等であった(平均値28.90%)(図3A)。また、*Firmcutes* の占有率は生乳検体に比べて増加を認めた(平均値58.00%)(図3A)。

Family 階層では Streptococcaceae が最も高い占有率を示し、殺菌前乳検体の平均値は 27.24%であった(図 3B)。また、同検体では腸内細菌科菌群の占有率が生乳検体に比べて著しく高値を示し(平均 21.04%、図3B)、その構成菌属は、 Serratia 及び Raoultella が優勢であったほか、生乳検体での占有率が 0.01%未満であった Escherichia/ Shigellaの占有率も平均 0.53%へと増加していた(図 3C)。

③製品検体

Phylum 階層において、*Firmcutes* の占有率の平均値は製品 A で 69.02%、製品 B で 72.18%であった(図 3A)。

Family 階層において、製品 A、B 検体中に 占める腸内細菌科菌群の割合は、それぞれ 9.38%、8.38%(共に平均値)であった(図 3B)。また、殺菌前乳検体と同様、 Streptococcaceae が最も優勢な菌科として 検出された(図 3B)。

Genus 階層では、殺菌前乳検体と同様に Streptococcus が最も優勢であったほか、腸 内細菌科菌群の主たる構成菌属である Raoultella や Serratia の占有率も殺菌前乳 検体と概ね同等であった(図 3C)。

上記の検体について、Phylum 階層の結果 を基に、主成分分析を行ったところ、殺菌前 乳検体及び製品検体は、生乳検体に比べて、 相対的に近似性を示した(図4)。

2) 施設環境拭取り検体の構成菌叢

各拭取り検体における構成菌叢分類を図 5に示した。

全体の成績として、Family 階層では、Microbacteriaceae が最も高い占有率を示した(平均値 34.67%、図 5A)。製造前後での比較を通じ、製品に直接接触する充填ノズル及びノズルメッシュでは、Pseudomonadaceaeの占有率が製造後に顕著な増加を認めたほか、カートンの底部を形成し、充填装置に送り込むマンドレルではMethylobacteriaceaeの占有率が同様に製造後に増加していた(図 5A)。また、製造前の充填機内外表面拭取り検体からはMoraxellaceaeが製造後に比べて顕著に高い占有率で検出された(図 5A)。

製造後の充填ノズル及びノズルメッシュ 検体で優勢であった Pseudomonadaceae は 主 と し て Pseudomonas 及 び *Pseudoclavibacter*から構成されていた(図 5B)。また、製造後のマンドレルで高い占有 率を示した Methylobacteriaceae は主に、 *Methylobacterium* により構成されていた (図 5B)。このほか、製造前の充填機内外 表面拭取り検体で検出された Moraxellaceae は主に Acinetobacter によ り構成され、他に Moraxella、Enhydrobacter 等が含まれていた(図 5B)。最終製品で最 も高い占有率を示した Streptococcus は、 製造前後のマガジンラック及び製造後のノ ズルメッシュより相対的に高い占有率で検 出された(図 5B)。このほか、製造後の充 填ノズルからは同じく相対的に高い占有率 で Listeria が検出された。

3.保存試験を通じた、生乳及び製品検体中の

衛生指標菌動態

一昨年度の検討では、他施設で受け入れされた生乳を対象とした保存試験を行い、各衛生指標菌の増殖挙動を経時的に評価することで、生乳受入れ時の糞便汚染指標菌として腸内細菌科菌群を用いることが安定性等の点で有用である可能性が示唆されていた。本研究では、生乳検体を5°C、15°C、25°C下で0、1、2、5日間保存した際の衛生指標菌挙動を定量評価し、上述の他施設における評価結果との整合性を評価することで、適切な糞便汚染指標菌の選定の在り方を議論するための基礎知見の集積を図ることとした。以下に生乳検体中における各指標菌の動態に関する結果を示す。

①一般細菌数

保存 0 日目に 3.99-4.16 log CFU/mL であった生乳検体中の一般細菌数は、5°C下では保存 1 日後に 3.97-4.22 log CFU/mL、2 日後に 4.22-4.37 log CFU/mL、5 日後には 4.98-5.47 log CFU/mL と微増した。15°C下では、1 日後に 4.35-4.79 log CFU/mL と微増であったが、2 日後には 7.32-7.38 logCFU/mL、5 日後には 9.82-9.94 logCFU/mLと顕著な増加を示した。25°C下では、1 日後に 7.85-8.01 logCFU/mL、2 日後に 10.10-10.33 logCFU/mL と極めて顕著な増加を示した。

②腸内細菌科菌群数

0 日目に 2.06-2.16 logCFU/mL であった 腸内細菌科菌群数は、5°C下では 1 日後に 2.04-2.18 log CFU/mL、2 日後に 1.90-2.16 log CFU/mL と顕著な変化を認めなかった が、5 日後には 4.02-4.27 logCFU/mL と顕 著な増加を認めた。15°C下では、1 日後に 2.95-3.43 logCFU/mL と微増し、2 日後には 6.79-6.87 logCFU/mL、5 日後には 9.00-9.29 logCFU/mL と著しい増加を認めた。25°C下 では、1 日後に 7.78-7.93 logCFU/mL、2 日後に 9.49-9.61 logCFU/mL となる等、迅速な増加を認めた。

③大腸菌群

大腸菌群数は、5°C、15°C、25°Cのいずれの温度帯でも、腸内細菌科菌群数と類似した 挙動を示した。すなわち、保存0日目に1.85-2.02 logCFU/mL であった大腸菌群数は、5°C下では1日後で1.85-2.10 log CFU/mL、2日後には1.90-2.18 logCFU/mLと大きな変動は示さなかったが、5日後には3.90-4.26 logCFU/mLとなった。15°C下では1日後に3.24-3.92 logCFU/mLと微増し、2日後には6.84-6.95 logCFU/mLと顕著な増加を示した。25°C下では、1日後で7.70-7.93 logCFU/mL、2日後には9.50-9.54 logCFU/mLへと増加した。

4大腸菌

保存 0 日目において、大腸菌は 3 検体中 2 検体から検出され、最大菌数は 1.18 logCFU/mLであった。5°C下で 5 日保存後の最大菌数は 1.48 logCFU/mLとなり、明らかな菌数増加は認められなかった。一方、15°C下では、保存 1 日後に 1.95-2.18 logCFU/mLと微増を示し、2 日後には 4.39-4.46 logCFU/mL、5 日後には 5.57-5.65 logCFU/mLへと増加した。25°C下では、保存 1 日後には既に 6.28-6.34 logCFU/mLと顕著な増加を示し、2 日後には 8.14-8.67 logCFU/mLへと増加した。

⑤黄色ブドウ球菌

保存 0 日目に 2.64-2.73 logCFU/mL であった黄色ブドウ球菌数は、5°Cで保存 5 日後で 2.53-2.54 logCFU/mL となり、顕著な変動は示さなかった。一方、15°C下では保存 1 日後で 2.60-2.74 logCFU/mL、2 日後で 3.41-3.69 logCFU/mL、5 日後には 5.30-5.71 logCFU/mL となった。25°C下では保存 1 日

後で 4.66-5.02 logCFU/mL、2 日後で 5.78-6.91 logCFU/mL と顕著に増加し、5 日後には 6.48-6.74 logCFU/mL となった。

加えて、全ての衛生指標菌が不検出となった製品検体についても、生乳検体と同様に、25°C下で5日間保存後、改めて各衛生指標菌の検出試験を行い、潜在的な細菌汚染の可能性を評価した。その結果、25°C下での5日間培養後には一般細菌が検出され、製品検体中に僅かながらも生菌が存在した可能性が示唆された。

D. 考察

本研究では、ある牛乳製造施設における製造工程管理の妥当性を評価するため、複数工程で検体を確保し、培養法である衛生指標菌の定量検出試験と非培養法である 16S rRNA 菌叢解析を併用することで、同工程を通じた微生物挙動を解析した。

生乳及び中間・最終製品検体を対象とした 衛生指標菌検出試験を通じ、生乳検体に比べ 殺菌前検体は一般細菌数のほか、腸内細菌科 菌群数、大腸菌群数、大腸菌数が何れも有意 な増加を示し、生乳受入れから加熱殺菌に至 る工程での温度や時間の管理若しくは設備 器具の清浄性確保等に何らかの課題がある と推察された。菌叢解析においても Serratia や Raoultella 属に加え、 Escherichia/ Shigella 等の腸内細菌科菌群に分類される 菌属の明確な占有率増加を認めた。当該工程 での管理の逸脱の有無は現時点では明確で はないが、当該検体の採材対象となったロッ トの製造記録を確認したところ、生乳受入れ から殺菌までの所要時間は約3時間であり、 当該時間枠での著しい微生物増殖が 10°C以 下で発生したとは想定し難いと考えられる。 事業者への聴取を通じ、殺菌前乳検体は通常 使用しないコックを開けて採材されており、

採材時の交叉汚染が発生した可能性も考えられた。一方、同一ロットの製品検体と殺菌前乳検体の構成菌叢は近似していることを踏まえると、大規模な交叉汚染が発生した可能性は少ないとも考えられる。

生乳の冷蔵保存を通じた各指標菌の増殖 挙動データより、腸内細菌科菌群の安定的な 生残、増殖が確認された。同法は大腸菌群試 験法に比べ、迅速に結果判定が行える利点が あり、欧州圏内の牛乳製造施設ではこの腸内 細菌科菌群が製造工程管理上の糞便汚染指 標として用いられている実態を踏まえると、 腸内細菌科菌群定量試験法は、原乳や牛乳の 微生物学的品質の評価や、牛乳製造施設環境 の衛生状況を判断する上で有用と考えられ、 現在乳等省令で定められている大腸菌群の 代替として、同指標菌を採用することは意義 が高いものとも思料される。

また、製品検体から全ての指標菌は検出さ れなかったが、保存試験を通じ、製品検体で は僅かながら一般細菌汚染の可能性が示唆 された。牛乳製品のうち、無菌性を担保する 品目は、無菌充填包装を行う常温保存可能な 牛乳(いわゆる LL 牛乳)に限定されるもの ではあるが、直接培養法による一般細菌不検 出の背景には、急激な温度変化(冷却)に伴 い、同検体に含まれた細菌が損傷状態或いは 生きているが培養できない (Viable but nonculturable)状態に移行した可能性も想定さ れる。本成績は、損傷状態を引き起こしてい ると想定される細菌を含む食品検体に対す る微生物試験の在り方を今後検討すべき点 を提示していると考えられる。なお、対象施 設では UHT 殺菌処理が行われており、通常 では損傷状態等は発生しないものと推察さ れるが、製品検体における一般細菌汚染の可 能性は、以降の工程、特に充填工程での交叉 汚染によるかもしれない。

充填工程環境に関連し、低温増殖性を示す Acinetobacterや Pseudomonas は乳検体の ほか、施設環境拭取り検体からも広範に検出 された。これらの細菌は耐熱性の Protease や Lipase を産生することから、当該菌或い はその代謝産物である酵素群は、牛乳及び乳 製品における変敗腐敗の主因と目される 5,6)。 菌叢解析結果として、Pseudomonas は殺菌 前乳検体で認められ、製品検体でも減少傾向 ながら検出された。同属菌は充填ノズルメッ シュから極めて高い占有率で検出されたほ か、充填ノズルや充填機内外部表面でも製造 後には製造前に比べ相対的に占有率を増加 させており、同属菌の製品汚染が充填工程で 生じた可能性が示唆される。今後、当該製品 並びに充填環境での *Pseudomonas* 汚染状 況に関する検討を行うことにより、腐敗変敗 の可能性の判定並びに汚染発生工程の特定 に繋がるものと推察された。

充填機内外表面の構成菌叢は製造前には 一定の差異が認められたが、製造後には大き な差異を認めなかった。このことは、製造工 程を通じ充填機内表面が外表面と同機外表 面と同様の微生物環境となった可能性が示 唆され、製造工程中の充填機内部の密閉性が 担保されているかを確認する必要があると 思われる。

施設環境拭取り検体を対象とした衛生指標菌検出試験を通じ、製造開始前の段階で充填機外部より腸内細菌科菌群が僅かながらも検出されたことは、当該施設環境の清浄性確保に努める必要性を指し示した結果と言えよう。また、充填機内部環境拭取り検体のうち、マガジンラックでの一般細菌数は、他部位に比べて相対的に高く、外環境と同等の菌数を示したことから、これらの部位の洗浄・消毒を更に徹底することも衛生管理向上に向けた検討課題の一つと考えられる。

以上、加熱殺菌後工程で想定される交叉汚染箇所として、充填環境の清浄化を更に進め、その検証を行うことは、対象施設での牛乳製品製造に係る衛生管理の向上に資するものと考えられる。腐敗変敗の直接的な指標と想定される低温細菌由来酵素活性の耐熱性に関する評価手法は研究段階に留まっており、牛乳製品の腐敗変敗の制御を果たし、品質保持期限設定の根拠創出を明確化する上で、今後検討すべき事項と思料される。

E. 結論

本研究では、腐敗変敗等の苦情が寄せら れた牛乳製品の製造施設における製造工程 管理の実態を確認し、改善に資する知見を 得るため、製造工程並びに施設環境拭取り 検体を入手し、微生物学的観点から調査を 行った。衛生指標菌試験及び菌叢解析を通 じ、生乳受入れから加熱殺菌に至る工程で の微生物増殖の可能性が示唆される知見を 得たことは、同工程での管理実態を精査す る必要性が改善に向けた検討事項として抽 出された。また、充填工程ではマガジンラ ック等の清浄度は十分とは言い難く、製品 への微生物交叉汚染の防止に資する改善策 としてこれらの洗浄消毒方法を改めて検討 する必要性を示す根拠を得た。これらの点 については今後の改善指導に向けた知見と して活用されることが期待される。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表なし

2. 学会発表なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

I. 引用文献

- 坂本美穂ら、乳・乳製品の苦情事例。
 東京衛研年報、2001;52:133-137.
- 2) 目黒区. 食品衛生 苦情処理事例集 事例 6. 牛乳がヨーグルトのようになった. https://www.city.meguro.tokyo.jp/kuras hi/hoken_eisei/eisei/shokuhin/jireishu/jirei6.html
- 3) 安福潔ら.総合衛生管理製造過程承認施設における賞味期限延長型牛乳細菌汚染事例の原因究明ならびに HACCP による衛生管理の問題点.日本食品微生物学会雑誌.2013;30:116-124.
- 4) George GM, Don BJ, Noel KR, James ST. (2005). Bergey's Manual of Systematic Bacteriology, Vol.2. Springer.
- 5) Fusco V *et al.* Microbial quality and safety of milk and milk products in the 21st century. Compr Rev Food Sci Food Saf. 2020:19(4):2013-49.
- 6) von Neubeck M *et al.* Biodiversity of refrigerated raw milk microbiota and their enzymatic spoilage potential. Int J Food Microbiol. 2015;211: 57-65.

表1. 施設環境拭取り検体における衛生指標菌の検出状況.

	検出菌数(logCFU/100cm²)									
検体	細菌数		腸内細菌科菌群		大腸菌群		大腸菌		黄色ブドウ球菌	
	製造前*1	製造後**2	製造前	製造後	製造前	製造後	製造前	製造後	製造前	製造後
マンドレル1	ND ^{**3}	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マンドレル2	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マガジンラック 1	2.23	3.47	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マガジンラック 2	1.45	2.95	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
充填機中	1.98	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
充填機外	2.29	2.13	1.15	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ノズル 1	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ノズル 2	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ノズルメッシュ 1	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ノズルメッシュ 2	1.15	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

^{**1} 製造前,洗浄消毒後の製造前. **2 製造後,製造後の洗浄消毒前. **3 ND,不検出.

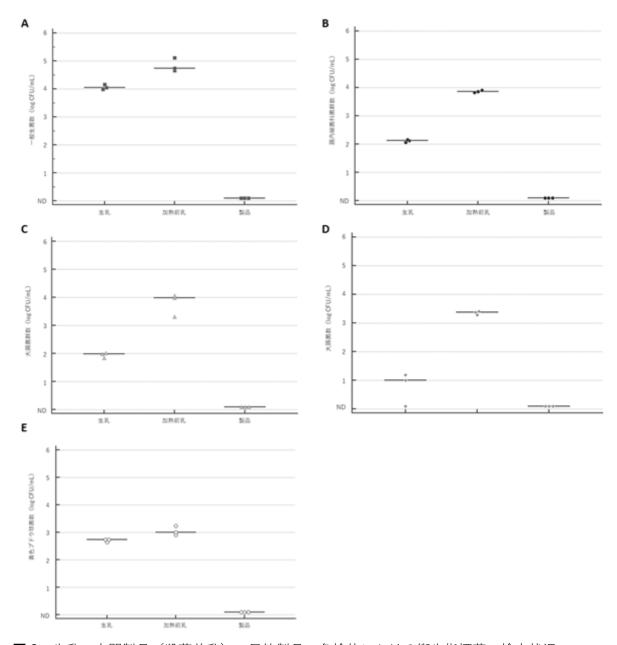


図2. 生乳、中間製品(殺菌前乳)、最終製品の各検体における衛生指標菌の検出状況. A,一般細菌数;B,腸内細菌科菌群数;C,大腸菌群数;D,大腸菌数;E,黄色ブドウ球菌数. 縦軸は検体1mlあたりの菌数(対数値)を示す(NDは不検出を示す)。

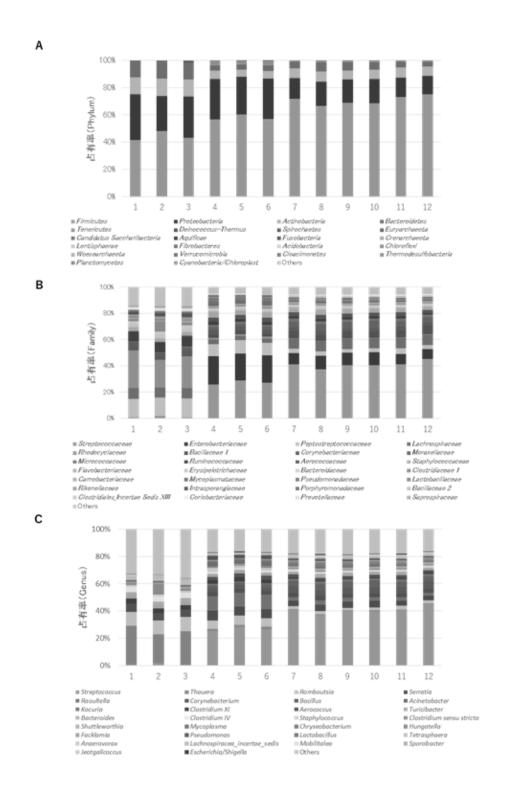


図3. 生乳、加熱前乳及び最終製品の各検体における構成菌叢解析.

セクション A、B、C にはそれぞれ Phylum、Family、Genus の各階層における構成菌叢の占有率をバーチャートで示す。検体番号 $1\sim3$ は生乳検体、 $4\sim6$ は殺菌前乳検体、 $7\sim9$ は製品 A 検体、 $10\sim12$ は製品 B 検体を指す。

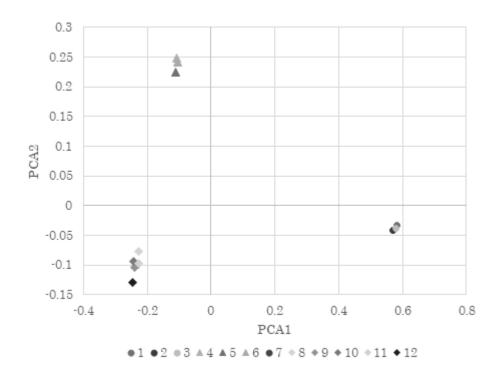


図 4. 生乳、殺菌前乳及び製品検体を対象とした Phylum 階層データに基づく主成分分析図. 検体番号 $1\sim3$ は生乳検体 (\bigcirc) 、 $4\sim6$ は殺菌前乳検体 (\triangle) 、 $7\sim9$ は製品 A 検体、 $10\sim12$ は製品 B 検体 (\diamondsuit) を指す。

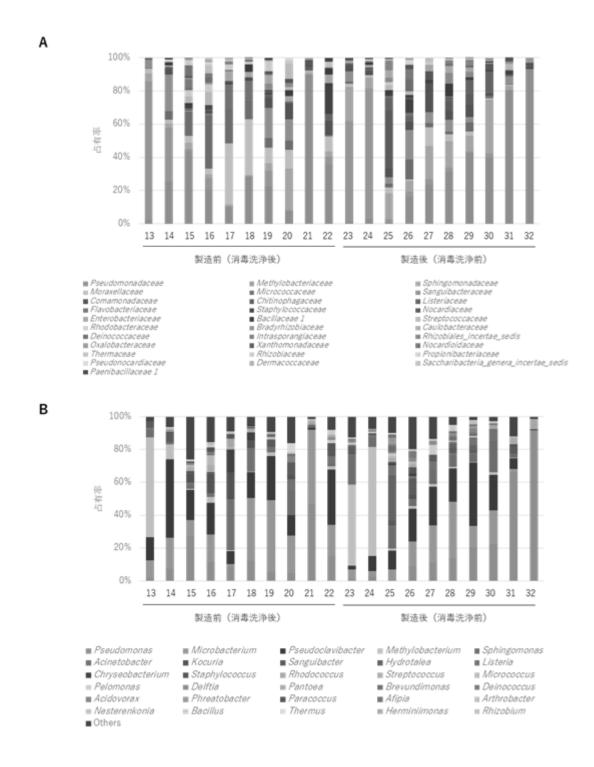


図5. 充填機関連環境検体の構成菌叢解析.

セクション A、B にはそれぞれ Family または Genus 階層における構成菌叢の占有率をバーチャートで示す。検体番号 13/23 はマンドレル 1、14/24 はマンドレル 2、15/25 はマガジンラック 1、16/26 はマガジンラック 2、17/27 は充填機内部、18/28 は充填機外部、19/29 は充填ノズル 1、10/20 は充填ノズル 10、10/20 は充填ノズル 10、10/20 は充填ノズル 10、10/20 は充填 10/20 は 10/20

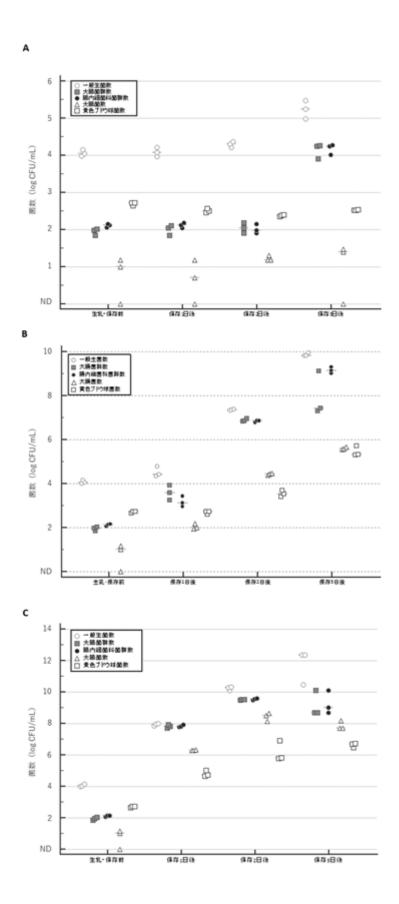


図 6. 保存試験を通じた、生乳検体における衛生指標菌数の経時挙動. セクション A は 5° C、B は 15° C、C は 25° C下での検出結果を示す。

令和2年度厚生労働科学研究費補助金(食品の安全確保推進研究事業) 「国際的な動向を踏まえた乳及び乳製品の衛生管理及び試験法確立のための研究」 分担研究報告書

国内小規模製造施設の衛生実態に関する研究

研究分担者 山崎栄樹 国立大学法人带広畜産大学

動物・食品検査診断センター

研究協力者 倉園久生 国立大学法人徳島大学

研究支援・産官学連携センター

奥村香世 国立大学法人带広畜産大学

獣医学研究部門

研究要旨:小規模製造施設で製造される乳および乳製品は比較的簡易な施設で製 造されているにもかかわらず通信販売等を通じて国内に広く流通している事例も 多く、乳衛生管理を考察する上で注視が必要である。小規模製造施設においては 特に、製品の差別化のために原材料乳の入手元に多様性がみられる事が明らかに なっている。本年度の研究では複数の農場から入手した様々な生乳について加熱 殺菌前後における各種衛生指標菌数減少率の解析を行い、原材料乳の性状に多様 性がみられる小規模製造施設の製品に対する衛生指標菌種の妥当性について検討 を行った。独立した複数の農場から分与頂いたバルク乳および個別の牛個体より 採取した生乳について成分分析および細菌叢解析を行った結果、生乳の成分に多 様性が見られることが確認された。各乳試料について小規模製造施設で主流とな っている低温殺菌条件(65℃、30分間)にて処理を行い、各処理時間における各 種衛生指標菌の動態を解析した。その結果、乳の成分によらず大腸菌群数と腸内 細菌科菌群数の動態に良好な相関が見られ腸内細菌科菌群についても衛生指標菌 として妥当であると考えられた。国内で実施される食品試験法や試験項目につい て国際的な方法とのハーモナイゼーションに対する要求が高まっている背景から も、EU諸国を中心に衛生指標菌の主流となっている腸内細菌科菌群を国内指標菌 として採用することは意義の高いものであると考えられ、本研究で得られた結果 は本邦の乳製品の衛生管理における国際整合性確保の推進に資するものであると 期待する。

A. 研究目的

食品の衛生に関する国際的整合性の整備 は食品流通のグローバル化が進む現代社会 において喫緊の課題であり、国内において も国際的整合性をもった食品微生物基準を 策定するための取り組みが進められてい る。これまで、国内の微生物規格基準およ びそれらの試験法は過去に食中毒事例が多 く見られた食品を中心に、国内の食習慣や 製造環境に合うように独自に整備されてき た。しかしながら、上記の理由から、本邦 で採用される試験法についても国際的に利 用されている試験法とのハーモナイゼーションに対する要求が増しており、国際貿易 を意識した試験法の整備が急務の課題となっている。

現在、わが国の乳及び乳製品について は、昭和26年に発令された「乳および乳製 品の成分規格等に関する省令」(乳等省 令)に基づき、生菌数と大腸菌群を微生物 規格とした法規制が敷かれている。一方、 EU諸国等では、HACCPによる工程管理を前 提として、腸内細菌科菌群やβグルクロニ ダーゼ陽性大腸菌等を衛生指標として用い た衛生管理を行っている。国内においては 近年、平成30年の食品衛生法改正の中で示 されたHACCPの制度化をはじめとした食品 流通のグローバル化に対応した取り組みを 行っているが、食品衛生管理を行う上では 製造工程の管理に加え、衛生指標に用いる 微生物種の妥当性についても国際的整合性 への考慮が必要である。

本研究班では昨年度までに、乳および乳製品製造の主要な地域である北海道において、小規模製造加工施設における製造基準や自主管理基準の評価を行うと共に、国内流通製品の衛生実態に関する知見の収集を行い、国内で流通する製品及び、それらを製造する施設の製造環境及び衛生管理実態の把握を実施してきた。北海道においては国内の他の地域と比較して、大規模な施設に加え小規模製造加工施設も多く存在し、広域流通しない乳および乳製品も多く販売されている。しかしながらこれらの製品の

一部は北海道ブランドの名のもとで通信販売等を通じて国内に広く流通しており、加えて、観光業が盛んな北海道においては海外からの旅行者を含む多くの消費者へ影響を与えることが懸念されている。

昨年度までの調査において、小規模製造 施設においては特に製品の差別化(ブラン ド化)のために原材料乳の入手元を直営農 場に限定するなど、製造事業者間で原材料 乳の性状に多様性がみられる事が示唆され た。また、小規模製造施設で製造される牛 乳の殺菌方式については、高温短時間殺菌 (HTST)あるいは超高温瞬間殺菌(UHT)が主 流である大規模製造施設とは異なり、63~ 65℃で30分間処理する低温保持殺菌(LTLT) 方式であることも明らかとなった。そこ で、本年度の研究においては複数の農場か ら入手した様々な生乳について菌叢解析・ 成分分析を行った後、低温加熱殺菌による 各種衛生指標菌数動態の解析を行うこと で、多様性を持った小規模製造施設の製品 に対する衛生指標菌種の妥当性についての 検討を行った。

B. 研究方法

1. 生乳検体

北海道内の1農場にて個別の牛個体より 採取した生乳(以下、個体乳)15検体を 分与頂いた。加えて、北海道内の独立した 10農場よりバルク乳を分与頂いた。全て の乳検体は採取後に密閉容器にて冷蔵温度 帯で輸送し、試験実施まで4℃以下で保管 した。

2. 乳性状検査

試料を冷蔵にて十勝農業協同組合連合会 畜産部畜産検査センターに送付し、 CombiFoss FT+600 システム (FOSS 社) に より乳脂肪分、無脂乳固形分、タンパク質 分、乳糖分、体細胞数、尿素体窒素濃度、 遊離脂肪酸濃度、乳中ケトン体濃度の測定 を行った。加えて、試料を冷凍後、株式会 社生物技研に送付し、以下の概要で16S rRNA V3/V4 領域に基づく細菌叢解析を行 った。試料を VD-250R Freeze Dryer (TAITEC)を用いて凍結乾燥後、粉砕し Lysis Solution F (ニッポンジーン)を添 加した後、Shake Master Neo (bms)を用い て、1,500 rpmで2分間粉砕した。破砕し たサンプルを、65℃で 10 分間加熱処理し た後、12,000 x g で 1 分間遠心分離を行 い、上清を分取し、MPure-12 システムと MPure Bacterial DNA Extraction Kit (MP Bio)を用いて、DNAを精製した。その後、 株式会社生物技研が提供する 2-step tailed PCR 法を用いてライブラリーを作 製し、MiSeq システムと MiSeq Reagent Kit v3 (Illumina)を用いて、2x300 bpの 条件でシーケンシングを行った。FASTX-Toolkit (ver. 0.0.14) O fastx_barcode_ splitter tool を用いて、得られたリード 配列の読み始めが使用したプライマー配列 と完全に一致するリード配列のみを抽出し た。プライマー配列に N-mix を含む場合、 Nの数(フォワード側 6種類 x リーバース 側 6 種類 = 36 種類) を考慮して、この操 作を繰り返した。抽出したリードからプラ イマー配列を FASTX-Toolkit の fastx_trimerで削除した後、sickle (ver. 1.33)を用いて品質値が20未満の配 列を取り除き、40塩基以下の長さとなっ た配列とそのペア配列を破棄した。ペアエ ンドリード結合スクリプト FLASH (ver.

1.2.11) を用いて、結合後の配列長 410 塩基、リードの結合長 280 塩基、最低の重なりを 10 塩基の条件でリードを結合し、Qiime2 (ver. 2020.8)の dada2 プラグインでキメラ配列とノイズ配列を除去した後、代表配列と OTU 表を出力した。

3. 加熱殺菌による衛生指標菌数動態検査

試料を乳温度65℃まで加熱後に10分、 20 分および 30 分間保持した試料および、 未加熱の試料について下記の概要にて衛生 指標菌数の検査を実施した。試料を生理食 塩水を用いて適宜段階希釈した後、一般生 菌数(3M™ペトリフィルム™生菌数測定用 プレート (AC プレート) にて 32℃, 48 時 間培養)、腸内細菌科菌群数(3M™ペトリ フィルム™腸内細菌科菌群数測定用プレー ト (EB プレート) にて 37℃, 24 時間培 養)、大腸菌数(3M™ペトリフィルム ™E. coli および大腸菌群数測定用プレート (EC プレート) にて 35℃, 48 時間培 養)、大腸菌群数(3M™ペトリフィルム ™E. coli および大腸菌群数測定用プレート (ECプレート) にて 35℃, 24 時間培養) についてそれぞれの乳試料1 mL あたりの CFU を算出した(検出下限 1 CFU/mL)。

C. 結果

乳の性状検査

多様な性状の生乳検体を確保する目的で、個別の牛個体より採取した生乳(個体乳)15 検体(乳検体1-15)および、独立した10 農場よりバルク乳10 検体(乳検体16-25)を入手し、試験に供した。

乳の性状検査項目として、主要な乳成分である乳脂肪分、無脂乳固形分、タンパク質分、乳糖分を解析し(図 1, A)、加えて

乳房炎の指標の一つである乳中の体細胞数 (図 1, B) および、乳牛の栄養状態の指標 として用いられている尿素体窒素濃度(図 1,C)、遊離脂肪酸濃度(図1,D)、乳中 ケトン体濃度(図1,E)を解析した。乳脂 肪分は最大値 8.22%、最小値 2.56%の間 で、無脂乳固形分は最大値10.11%、最小 値 8.25%の間で、タンパク質分は最大値 5.20%、最小値2.73%の間で、乳糖分は 最大値 4.63%、最小値 3.91%の間でサン プルによって様々な値をとっており、ま た、これらの指標の中では乳脂肪分の変動 が最も大きかった(図1,A)。乳中の体細 胞数については最大値 3734 × 10⁴/mL、 最小値 38 × 10⁴ /mL、尿素体窒素濃度に ついては最大値 16.1 mg/100 mL、最小値 7.2 mg/100 mL、遊離脂肪酸濃度について は最大値 2.18 mmol/100gFAT、最小値-1.84 mmo1/100gFAT、乳中ケトン体濃度に ついては最大値 0.20 mmo1/L、最小値-0.06 mmol/L の間で変動していた。

更に、乳試料中の細菌叢構成について解析を行った。個体乳については15 検体中6 検体(乳検体4,6,8,11,12 および14)を、バルク乳については10 検体全てを16s rRNA 菌叢解析に供したところ、検体ごとに異なった細菌叢構成となっており試験に供した生乳試料が多様な検体であることが確認された(図2)。Family 階層において腸内細菌科に属する菌が検出された検体は乳検体6,8,16,17,19,21 および24であった。

2. 加熱殺菌による衛生指標菌数動態の解 析

小規模製造施設において主流の加熱殺菌 温度である65℃下で衛生指標菌数の動態

について検証を行った。各試料を65℃の 条件下で 10 分間、20 分間および 30 分間 処理した後に、4種類の衛生指標菌数を検 証したところ、全ての乳検体の一般生菌数 で 10 分以内に 2 log₁₀CFU/mL 以上の低下を 観察した(図3)。糞便汚染の指標として 国内で用いられている大腸菌群数と EU 諸 国で用いられている腸内細菌科菌群数を比 較したところ、多くの検体で加熱前の試料 および各加熱時間後の試料の両者において 腸内細菌科菌群数の方が多い傾向が認めら れた。加熱時間に対する減少率について は、多くの試料において大腸菌群数と腸内 細菌科菌群数の間で良好な相関が確認され た。しかしながら、乳検体2では腸内細菌 科菌群が検出されなかった一方で低濃度な がらも熱耐性の大腸菌群が検出され、ま た、乳検体24については逆に大腸菌群が 検出されなかった一方で高濃度の熱耐性腸 内細菌科菌群が検出された。

D. 考察

我々の昨年度までの研究で、小規模製造施設では施設ごとに異なった独自の農場より原材料乳を入手していることを明らかにし、この結果から原材料乳の状態に多様性があることが示唆された。そこで、本年度の研究では複数の農場で搾乳された性状が異なる生乳を試料として、小規模製造施設で主流となっている低温保持殺菌(LTLT)方式下での各種衛生指標菌数の動態について検証を実施し、各衛生指標菌の衛生管理評価指標としての妥当性について検討を行った。

先述の様に、現在、わが国の乳及び乳製品については、乳等省令に基づき生菌数

(一般生菌数) に加え、病原微生物による 汚染度を推察する指標として大腸菌群が採 用されている。一方で EU 諸国においては 腸内細菌科菌群を指標とした評価が行われ ており、食品衛生の国際的な整合性確保の 観点からこれらの相違あるいは同等性につ いての検証が望まれている。小規模製造施 設における製造形態をモデルとして実施し た本解析の結果から、大部分の乳試料にお いて低温保持殺菌条件下における大腸菌群 数と腸内細菌科菌群数の動態に良好な相関 が確認された。併せて低温殺菌前後におい て大腸菌群に比較して腸内細菌科菌群の検 出率が高い傾向を示す事も確認された。こ れらの傾向は原材料乳の性状および細菌叢 構成の多様性に左右されておらず、この事 から、原材料乳の状態に多様性が示唆され る小規模製造施設の製品においても各衛生 指標菌数の動態が本モデル実験の結果と同 様の傾向であるものと推察される。これら の結果は、乳および乳製品の評価指標とし て現在乳等省令で採用されている大腸菌群 の代替として腸内細菌科菌群を利用する事 の妥当性を示すものであると考える。

一方で、一部の乳検体においては耐熱性の腸内細菌科菌群の存在が示された(図3、乳検体24)。同検体においては一般生菌数についても加熱処理後に多くの生残が確認されている。現在、国内の多くの生乳検査機関において耐熱性細菌数(バルク乳を63℃、30分間処理した後に検出される生菌数)をモニタリングする取組みが実施されており、農場における農場衛生および搾乳衛生の向上に役立てている。今後、これらの生乳および農場衛生に関する取り組みと乳製品検査の連携によって、より高度

な乳製品の衛生管理体制を構築していくこ とが望まれる。

Genus 階層における細菌叢解析結果から、耐熱性腸内細菌科菌群が認められた乳検体 24 においては Citrobacter、Ewingella、Morganella、Trabulsiella、Versinia といった腸内細菌科に属する菌が特異的に検出されている(Data not shown)。これらの菌と耐熱性菌出現との相関については今後の検討課題となっている。今後、加熱後の試料から腸内細菌科菌群検査法により分離した菌の詳細な解析を行い、乳の衛生管理上問題となる菌についてより詳細な議論を進めたいと考える。

E. 結論

小規模製造施設の製造形態をモデルとして実施した多様な性状の生乳に対する加熱処理後の衛生指標菌検査において、大腸菌群数と腸内細菌科菌群数の動態に良好な相関が見られた。これらの結果は、小規模製造施設で製造された製品に対する衛生検査指標として腸内細菌科菌群を用いることの妥当性を示す結果であると考える。本結果は乳製品の衛生管理における国際整合性確保の推進に資するものであると期待する。

F. 健康危険情報 なし

- G. 研究発表
- 1. 論文発表なし
- 2. 学会発表なし

H. 知的財産権の出願・登録状況 なし

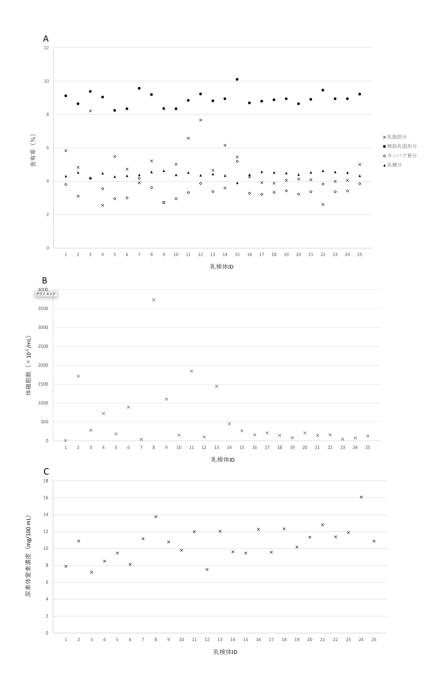


図1 生乳試料の成分分析

各乳検体について乳中の乳脂肪分、無脂乳固形分、タンパク質分、乳糖分(A)、体細胞数(B)尿素体窒素濃度(C)、遊離脂肪酸濃度(D)、乳中ケトン体濃度(E)の解析結果を示した。

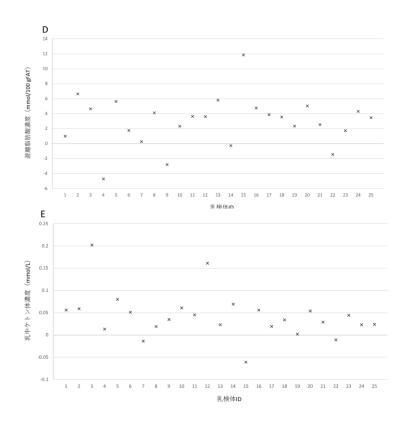


図1 生乳試料の成分分析(つづき)

各乳検体について乳中の乳脂肪分、無脂乳固形分、タンパク質分、乳糖分(A)、体細胞数(B)尿素体窒素濃度(C)、遊離脂肪酸濃度(D)、乳中ケトン体濃度(E)の解析結果を示した。

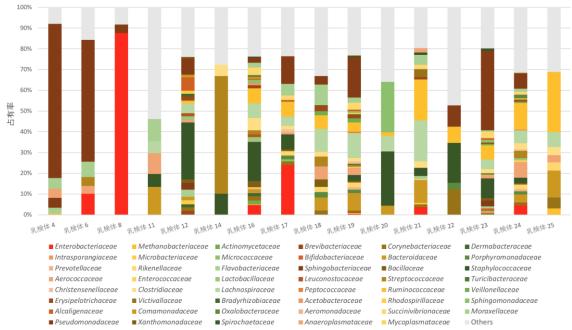


図2 生乳試料の細菌叢解析

Family 階層における構成細菌叢の占有率をバーチャートで示した。

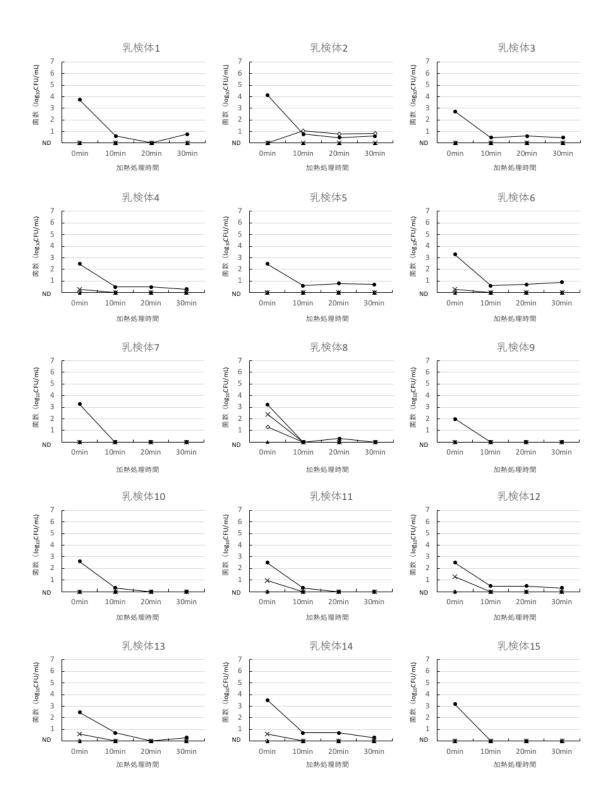


図3 加熱殺菌前後の衛生指標菌数の動態

65℃で各時間加熱処理した検体の一般生菌数(●)、大腸菌群数(◇)、大腸菌数(▲)および腸内細菌科菌群数(×)の検出結果を示した。ND は検出下限以下を示す。

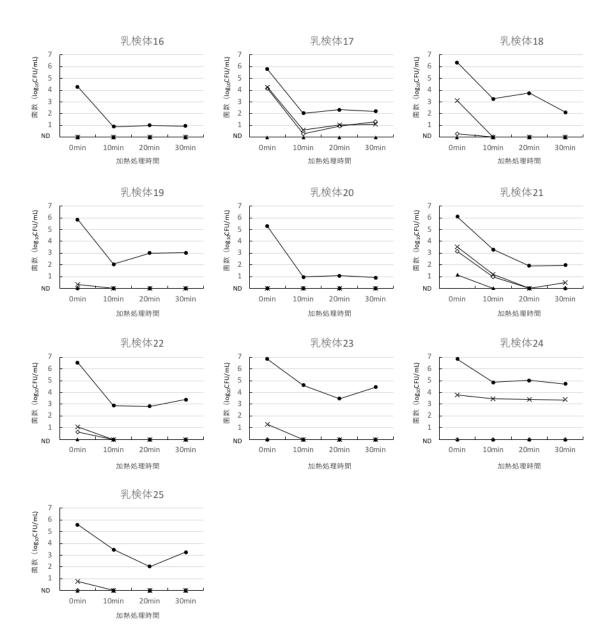


図3 加熱殺菌前後の衛生指標菌数の動態(つづき)

65℃で各時間加熱処理した検体の一般生菌数 (●)、大腸菌群数 (◇)、大腸菌数 (▲) および腸内細菌科菌群数 (×)の検出結果を示した。ND は検出下限以下を示す。

令和 2 年度厚生労働科学研究費補助金(食品の安全確保推進研究事業) 分担研究報告書

バター製品に対する簡易培地使用の妥当性及び衛生指標菌汚染実態に関する研究

研究分担者 岡田由美子 国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部

窪田邦宏 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部

研究協力者 百瀬愛佳 国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部

鈴木穂高 茨城大学農学部

研究要旨

日本国内における乳及び乳製品の衛生管理は、昭和 26 年に発出された「乳および乳製品の成分規格等に関する省令」(以下乳等省令)に基づき、細菌数と大腸菌群を微生物規格として行われている。そのため、現在でもそれらが科学的に妥当か否かの検証が望まれている。また、HACCP 導入後の各種食品製造工程における衛生管理上で、迅速簡易法が適用される可能性が高まっているが、乳及び乳製品での適用の妥当性については、現時点で不明な点がある。本研究では、乳及び乳製品の衛生実態を管理及び微生物規格を検討する上での基礎知見の集積を図ることを目的とし、本年度はバター製品 45 検体における細菌数、腸内細菌科菌群、大腸菌群、黄色ブドウ球菌及び大腸菌の検出状況について、公定法、ISO 法並びに簡易培地を用いて検討を行った。その結果、微生物成分規格を逸脱した製品は見られなかった。簡易培地を用いた細菌数の検討では、製品により公定法の結果と差が見られず、昨年度までに検討した低温殺菌牛乳及びアイスクリーム類とは異なる傾向を示し、製品特性により損傷菌等の存在状況が異なる可能性が示唆された。

A. 研究目的

日本を含む世界各国において、食品の安全性 を確保するために様々な食品に対し微生物規 格が定められている。規格の対象となる項目 は、過去に食中毒事例の原因となった微生物 及び食品の衛生状況の指標となる項目が用 いられており、食品の衛生確保に重要な役割 を果たしてきた。一方、国内の衛生状況は時 代の変遷と共に変化を顕し、昨今では食品の 国際流通も増加の一途を辿る等、食を取り巻 く環境は変化している。わが国の乳及び乳製 品については、昭和26年に発令された「乳お よび乳製品の成分規格等に関する省令」(乳 等省令)に基づき、細菌数と大腸菌群が微生 物規格に設定され、安全確保が図られている。 一方、現在EU等では乳製品の製造工程管理 を HACCP ベースで行うと共に、わが国で 2011 年に生食用食肉の微生物規格として採用された、腸内細菌科菌群を衛生指標として製品 等の検査が実施されている状況にある。国内 規格は現時点においても、一定の安全確保に 資する内容であることには違いがない一方、 国際動向を踏まえた内容と結論づけるため には、その科学的妥当性を評価する必要があ ると考えられる。

以上の背景を踏まえ、令和2年度は、国内で流通するバター製品を対象として、微生物汚染実態を衛生指標菌試験(公定法)並びに簡易培地(以下、簡易法)を用いた検討を行うことで評価することを目的とした。更に後者の製品に対する適用の妥当性、並びに混釈培養法の代替法としての表面塗抹法について考察を行ったので報告する。

B. 研究方法

1) バター製品の衛生指標菌汚染実態調査及び簡易培地の検討

市販のバター45 検体について、衛生指標菌汚染実態を調査した。調査は令和2年10月から令和3年2月まで行った。試験項目は、細菌数、腸内細菌科菌群、大腸菌群、黄色ブドウ球菌及び大腸菌とした。試験方法は、細菌数については乳等省令の試験法(32℃48時間培養)及び ISO 4833-1:2013(30℃72時間培養)を、腸内細菌科菌群は定性法として ISO 21528-1:2017を、定量法として ISO 21528-2:2017を用いた。大腸菌群については乳等省令の試験法を用いた。黄色ブドウ球菌については通知法(食安発0729第4号)を、大腸菌については公定法及びISO 16649-2:2001を用いた。また、各試験項目の代替法として、国

際的な第三者認証を取得し、国内で市販されている代表的な簡易培地を、製品の指示書に示された培養温度及び時間に従って用いた。細菌数については、4種の簡易培地を用いた。同一検体間の試験法による菌数の比較は、対応のある t 検定により統計解析を行った。検出限界値未満の値は 0 CFU/g として計算を行い、対数化に当たって全数値に 1を加算した。検出された腸内細菌科菌群の菌種同定は、16S Bacterial rDNA PCR キット(タカラバイオ)を用いた塩基配列解析及び BLAST 相同性検索により行った。

2)諸外国におけるバター等の微生物規格の調査

EU、米国等におけるバター等乳製品の微生物規格をインターネット検索により調査した。また、国際的な食品の微生物規格の作成・改訂について調査した。

C. 研究結果

1)バター製品の汚染実態調査及び簡易培地の検討

今回の調査結果概要を表1に示した。バター製品 45 検体の公定法での細菌数(32℃48時間培養)は、平均1.645 log CFU/g(検出限界未満~7.407 log CFU/g)であった。公定法と同一の培養条件(32℃48時間)で簡易培地1を用いた際の細菌数は、平均1.452 log CFU/g(検出限界未満~7.267 log CFU/g)で、簡易培地1における細菌数は公定法における細菌数との間に差は見られなかった(p=0.084)。簡易培地2については、製品の指示書の従い32℃24時間培養で計測を行った。その細菌数は平均1.361 log CFU/g(検出限界未満~6.236 log CFU/g)であり、公定法と比較してやや低

い傾向が見られた (p=0.019)。 簡易培地 3 に ついては、細菌数の平均は 1.353 log CFU/g(検 出限界未満~5.886 log CFU/g) であり、公定 法と比較してやや低い傾向が見られた (p=0.018)。簡易培地 4 については、細菌数 の平均は 1.389 log CFU/g (検出限界未満~ 6.326 log CFU/g) であり、公定法と比較して 差は見られなかった (p=0.039)。ISO 法によ る細菌数(30℃72 時間培養)は、平均 1.635 CFU/g(検出限界未満~7.248 log CFU/g)であ った。ISO 法における細菌数を公定法と比較 したところ、差は見られなかった(p=0.911)。 ISO法についてはSPC寒天培地を用いた混釈 培養と平行して、同培地を用いた表面塗抹を 行ったところ、平均 1.465 log CFU/g(検出限界 未満~5.556 log CFU/g)となり、混釈培養にお ける細菌数との間に有意差は見られなかっ た(p=0.126)。

各試験法の公定法との相関を寄与率で算出したところ、公定法と簡易培地1では、0.8846(図1)、簡易培地2で0.847(図2)、簡易培地3で0.8392(図3)、簡易培地4で0.8393(図4)と、いずれも高い相関を示した。公定法とISO法の間の寄与率は、0.9103(図5)であった。ISO法の混釈培養と表面塗抹の間の寄与率は0.8498(図6)であった。

バター製品には、乳酸菌を添加して製造する種類(発酵バター)があるため、発酵バターと明記されている8検体とそれ以外の製品37検体の細菌数を比較したところ、発酵バター製品8検体の公定法による平均値は3.781logCFU/g、それ以外の製品の平均値は1.184logCFU/gであり、発酵バターと明示されている製品の細菌数が有意に高い細菌数を示した(p<0.01)。一方で、発酵バターと明記されていない製品の中に5logCFU/gを超える

製品が2検体あった。

今回試験した検体からは、いずれの試験法 においても、大腸菌群、黄色ブドウ球菌及び 大腸菌は検出されなかった。一方腸内細菌科 菌群は、11.1%(5/45 検体)より検出された (表 1)。腸内細菌科菌群陽性であった 5 検体 は全て、定性法(ISO 21528-1: 2016)で検出され、 定量法 (ISO 21528-2:2016) においては検出限 界未満 (<5 CFU/g) であった。腸内細菌科菌 群が検出された全5検体で、腸内細菌科菌群 用の簡易培地からは菌は検出されなかった。 また、腸内細菌科菌群陽性を示した検体から は、公定法及び簡易培地のいずれにおいても 大腸菌群は検出されなかった。検出された腸 内細菌科菌群の集落は、純培養後菌種同定を 行ったところ、Raoultella spp., Enterobacter spp., Serratia spp. Escherichia spp. であった (表 2)。

2) 諸外国における乳製品の微生物規格

表3に日本国内及び諸外国におけるバター の、表 4 にアイスクリーム類の微生物規格を 示した。EU では、生乳を用いて作られたバ ターについてのみ、製造工程管理基準として 大腸菌を10CFU/g以下、食品安全のための病 原菌の規格として販売最終日における製品 中のサルモネラ及びリステリア・モノサイト ゲネスそれぞれについて 0/25gと定めてい た。サンプリングプランも設定されており、 製造工程管理基準は1ロットについて5検体 試験し、2 検体までの逸脱が許容されており、 病原体については5検体試験し、全検体合格 でなくてはならない、としていた。フランス では3種のカテゴリーのバターについて、そ れぞれの製品特性に基づいたリスクを考慮 した微生物規格を設定していた。米国では、

空気を含ませて攪拌したホイップバターと 乳脂肪分 40%以下のライトバターに微生物 規格が設定されていた。アイスクリーム類に ついては、米国ではフレーバーによって異な る大腸菌群の規格基準値を設定していた。ま た、EU、フランス、オーストラリア及びニュ ージーランドでは、衛生指標菌と病原菌の規 格基準を設定していた。 格基準を設定していた。

Codex 委員会による規格基準作成及び改訂 の手順を図7に示した。規格草案の提案から 修正を経て総会での採択が行われたのち、規 格案についても同様の手続きを経て規格基 準が作成され、その過程で各国の合意が最も 重視されていた。Codex や FAO/WHO に科学 的助言をおこなっている国際食品微生物規 格委員会 (ICMSF) は、汚染微生物のリスク に応じた微生物試験のサンプリングプラン と基準値を提案しており、1978年発刊の第1 版と 1986 年の第 2 版で生菌数の卵製品の基 準値が変更されていた(図8)。その改訂の経 緯について調査したところ、FAO/WHOによ る 19 か国を対象とした汚染実態アンケート の結果に基づいて基準値を見直したもので あることが明らかとなった。EU では、低温 殺菌牛乳の微生物規格を 2010 年に変更して いた(図9)。その改訂根拠についてデンマー ク乳業協会関係者に確認したところ、腸内細 菌科菌群試験法を MPN 法から混釈培養法に 変更し、それに伴って検出下限値が 1CFU/mL から 10CFU/mL に上昇したため、サンプリン グプランを n=5, c=2 から n=5, c=0 に変更し た、との回答が得られた。この変更により、 腸内細菌科菌群試験がより簡便になり、結果 を得るまでの時間も短縮されていた。

D. 考察

本研究での調査により、国内で市販されて いるバター製品において、微生物規格である 大腸菌群が陽性のものは見られず、一定の衛 生基準が保たれていることが示された。一方、 5 検体(11.1%)については腸内細菌科菌群定 性法で陽性を示した。腸内細菌科菌群定性試 験法の検出下限値が 0.04 CFU/g である一方、 バターにおける大腸菌群公定法の検出下限 値が 5 CFU/g であることから、陽性検体につ いても、その汚染菌量は理論値で 0.04~4.99 CFU/g という極めて低いレベルであることが 示唆された。細菌数については、現在バター の微生物規格とはされていないが、今回の調 査で、5logCFU/g を超える製品が一部あるこ とが示された。乳酸菌を添加して製造する発 酵バター製品は、一部の発酵後に加熱工程が ある製品を除き、最終製品に乳酸菌が存在し ていると思われるため、それらについては細 菌数が高くても衛生上の問題とはならない と思われた。一方、発酵バターと明記されて いない製品の中に高い細菌数を示すものが 2 検体あり、それらの製品が乳酸菌を添加され ているのかは不明であった。

今回の調査により、市販のバター製品は概ね良好な衛生状態にあることが示された。また、低温殺菌牛乳やアイスクリーム類とは異なり、簡易培地を用いた細菌数試験及びISO法による細菌数試験の結果が公定法と大きな差が見られず、製品の種類による製造工程における損傷菌の出現の差が簡易培地の有用性に大きな影響を与えることが示唆された。

また、本研究により、国際的な微生物規格 基準の設定及び改訂の手順やその根拠の一 部が示され、汚染レベルの調査結果や試験法 の変更に伴う検出感度等に応じて基準値や サンプリングプランの見直しが随時行われていることが明らかとなった。

E. 結論

公定法、ISO 法及び第三者認証取得済みの簡易培地を用いて、市販のバター製品 45 検体を対象とした衛生指標菌調査を行ったところ、供試製品検体に微生物規格違反検体は見られず、衛生状態は概ね良好であった。細菌数試験法間の成績比較を通じ、バター製品では簡易培地について公定法と差は見られず、また、ISO 法の表面塗抹法と混釈培養法にも差が見られなかったことから、バター製品に存在する細菌は、初年度に調査した低温殺菌牛乳及び昨年度に調査したアイスクリーム類と比較して、損傷菌の割合が低いことが推察された。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

誌上発表 (総説):

岡田由美子 HACCP と微生物試験法 クリーンテクノロジー 2020;30:52-56.

学会発表:

渡辺愛、Amalia Widya Rizky、御堂梨花子、岡田由美子、鈴木 穂高. 牛乳の微生物検査における公定法、ISO法、簡易法の比較。第163回日本獣医学会学術総会(令和2年9月、オンライン開催)

H. 知的財産権の出願・登録状況 なし

表 1. 各試験法によるバター製品 45 検体中の細菌数

	公定法	簡易培地1	簡易培地 2	簡易培地3	簡易培地4	ISO 法	表面塗抹*
平均 (log CFU/g)	1.645	1.452	1.361	1.353	1.389	1.635	1.465
標準偏差	1.995	2.162	1.855	1.855	1.953	2.156	1.916
検出限界未満 の検体数	17	27	24	24	25	23	25
p value		0.084	0.019	0.018	0.039	0.911	0.126

^{*:}表面塗抹法のみ、有意差検定を ISO 法との間で行った

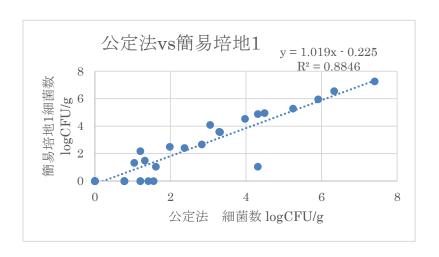


図1. 公定法と簡易法1における細菌数の相関

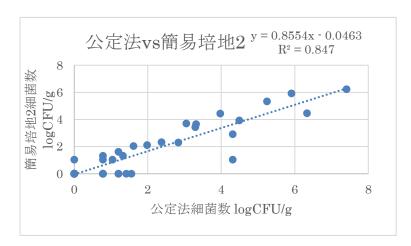


図2. 公定法と簡易培地2における細菌数の相関

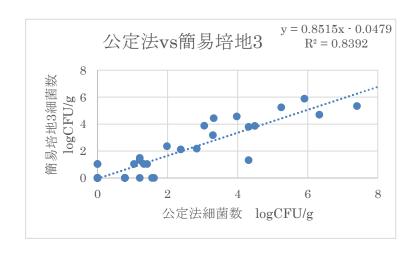


図3. 公定法と簡易培地3における細菌数の相関

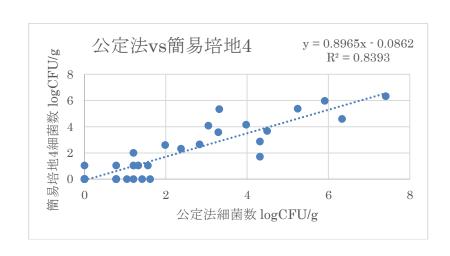


図4. 公定法と簡易培地2における細菌数の相関

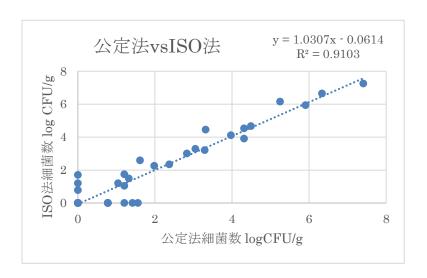


図 5. 公定法と ISO 法における細菌数の相関

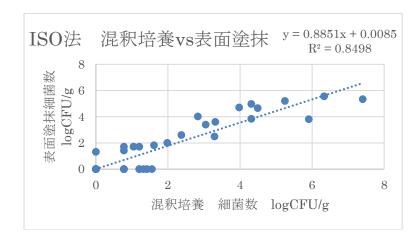


図 6. ISO 法(混釈培養) と表面塗抹における細菌数の相関

表 2. 検出された腸内細菌科菌群の菌種同定結果

検体	同定結果
1	Raoultella spp.
2	Enterobacter spp.
3	Serratia spp.
4	Escherichia spp.
5	Raoultella spp.

表 3. バターの微生物規格基準

国、地域	対象食品	対象微生物	規格	サンプリン グプラン	適用箇所
日本	バター	大腸菌群	陰性		
		大腸菌群	10/g以下		
	ホイップバター	カビ・酵母	10/g以下		
米国		生菌数	1000/g以下		
本国 	ライトバター	大腸菌	陰性		
	(乳脂肪分 40%以下)	大腸菌群	10/g以下		
		カビ・酵母	10/g以下		
		大腸菌	m=10, M=100	n=5, c=2	出荷前
EU	生乳由来バター	サルモネラ属菌	0/25 g	n=5, c=0	販売最終日
		リステリアモノサイトゲネス	0/25 g	n=5, c=0	販売最終日
		大腸菌	m=10		
	生乳由来バター	酵母	m=100		
		コアグラーゼ陽性ブドウ球菌	m=100		
		サルモネラ属菌	0/25 g		
		リステリアモノサイトゲネス	0/25 g		
フランス		酵母	m=100		
	低温殺菌乳由来バター	大腸菌群	m=10		
	四個校園和田木バグ	サルモネラ属菌	0/25 g		
		リステリアモノサイトゲネス	0/25 g		
		酵母	m=100		
	濃縮バター	大腸菌群	m=10		
		リステリアモノサイトゲネス	0/25 g		

表4. アイスクリーム類の微生物規格基準

国、地域	対象食品	対象微生物		規札	<u> </u>	その他
日本	アイスクリーム	生菌数	≦10 ⁵ CFU/g			
		大腸菌群	陰性			
	アイスミルク・ラクトアイス	生菌数	$\leq 5 \times 10^4/g$			
		大腸菌群	陰性			
米国	アイスクリーム(プレーン)	生菌数	$\leq 5 \times 10^4/g$			
		大腸菌群	≤10/g			
	アイスクリーム(チョコなど)	生菌数	$\leq 5 \times 10^4/g$			
		大腸菌群	≦20/g			
EU	牛乳から作ったアイスクリーム等	腸内細菌科菌群	m=10, M=100*			n=5, c=2(出荷前)
		サルモネラ属菌	0/25 g			n=5, c=0(最終製品)
		リステリアモノサイトゲネス	0/25 g			n=5, c=0 (最終製品)
仏	牛乳から作ったアイスクリーム等	生菌数	≤1×10 ⁴			
		腸内細菌科菌群	≤10/g			
		サルモネラ属菌	0/25 g			
		リステリアモノサイトゲネス	0/25	g(解凍せず消費する	る製品は<100CFU/g)	
香港	冷凍菓子	生菌数	$\leq 5 \times 10^4/g$			
		大腸菌群	≦100/g			
豪・NZ	アイスクリーム		satisfactory	marginal	unsatisfactory・潜在的危険	
		生菌数	<10 ⁶ /g	$10^6 \sim < 10^7/g$	≥10 ⁷ /g	
		黄色ブドウ球菌	< 102	10 ² -10 ³	103-104(>104は潜在的に危険)	
		大腸菌(病原性ではない)	<3	3-100	>100	
		リステリアモノサイトゲネス	0/25 g	< 10 ²	≧10² は潜在的に危険	

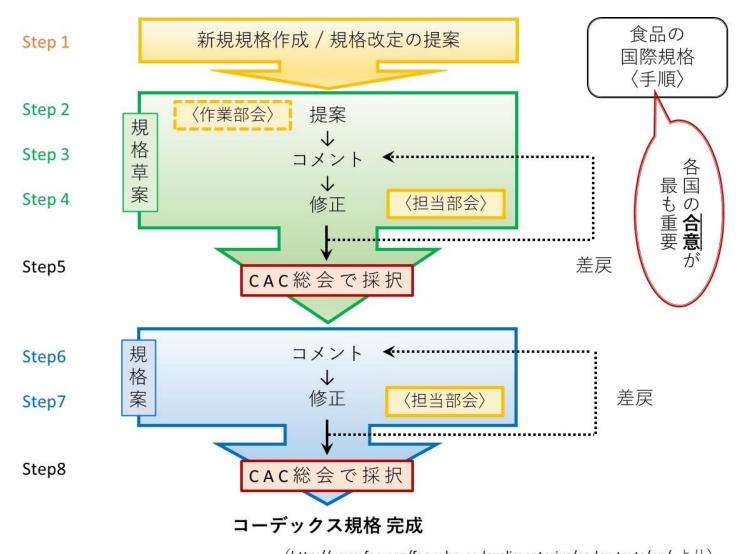


図 7. Codex 委員会による規格基準作成及び改訂の手順

ICMSF Book2 (1st ed., 1978)

製品		対象微生物	サンプリング プラン		基準値 (CFU / g)	
			n	с	m	М
		SPC	5	2	104	10 ⁶
乾燥食品	卵製品	Coliforms もしくは Enterobacteriaceae	5	2	10	10 ³
		Salmonella	10	0	0	_

試験法とセットで合否を規定

n: 検体数

c: 違反検体の最大許容数

m, M: 微生物学的な基準値





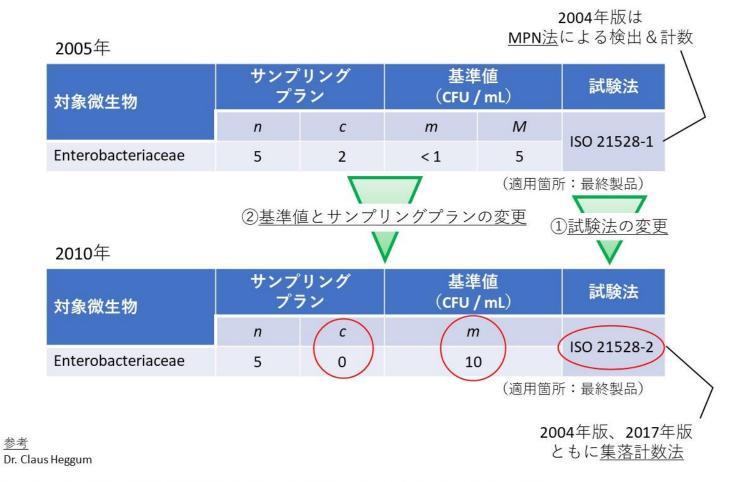
ICMSF Book2 (2nd ed., 1986)

製品	対象微生物	サンプリング プラン		基準値 (CFU / g)	
		n	С	m	М
卵製品	APC	5	2	5 × 10 ⁴	10 ⁶
- 液卵 - 凍結卵	Coliforms	5	2	10	10 ³
-乾燥卵	Salmonella	(ケー	異なる数値を	設定)	

ICMSF Book7 (2002)ではこれに試験法の項目が追加

注:現在のEU規格とは異なる。

図 8. ICMSF での卵製品の微生物規格基準例改訂の経緯



Commission Regulation (EC) No 2073/2005 of 15 November 2005 on microbiological criteria for foodstuffs

Commission Regulation (EU) No 365/2010 of 28 April 2010 amending Regulation (EC) No 2073/2005 on microbiological criteria for foodstuffs as regards Enterobacteriaceae in pasteurized milk and other pasteurized liquid dairy products and *Listeria monocytogenes* in food grade salt

図 9. EU による低温殺菌牛乳の微生物規格基準の改訂

研究成果の刊行に関する一覧表

原著論文

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻	ページ	出版年
なし					

総説

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻	ページ	出版年
岡田由美子	HACCPと微生物試験法	クリーンテクノロ ジー	30	52-56	2020

厚生労働大臣殿

	機	 関名	国立医课	品食品衛生研究所
所属研究機関長	職	名	所長	
	氏	名	合田 幸	直

次の職員の令和2年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名食品の安全確保推	進研究	事業			
2. 研究課題名 国際的な動向を踏	まえた	乳及び	乳製品の衛生	管理及び試験法確立の	7.4.4.0.004s
3. 研究者名 (所属部局・職名) 食品衛生				日之及○田城及仏伽□▽	<u> </u>
					*
(<u>氏名・フリガナ) 岡田由</u> 4. 倫理審査の状況	发丁(<u> </u>	ユミコ)		
and I H E S DVIV	1200	4 07 -t Ann			
		性の有無		記で該当がある場合のみ	記入 (※1)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	有		審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
		Ø			
遺伝子治療等臨床研究に関する指針		Ø			
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(※3)	D	Ø			
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験 等の実施に関する基本指針		Ø			
その他、該当する倫理指針があれば記入すること	t				
(指針の名称:)		Ø			
(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべ クレー部若しくは全部の審査が完了していない場合は、 その他(特記事項)病原体等の取り扱い(所 (※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。 (※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研 5. 厚生労働分野の研究活動における不正行。	内の管	理規定	に従って実験	を実施)	
研究倫理教育の受講状況					*
6. 利益相反の管理		113. 43	/\ X## LJ		
当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	: 有	Ø m	□(無の場合はそ	の理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有	図 無	□ (無の場合は委	託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有	烈 無	□(無の場合はそ	の理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有	口無	☑(有の場合はそ	一の内容:)
(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。 ・分担研究者の所属する機関の長さんでする。					

令和3年 3 月 29 日

厚生労働大臣 (国立医莱品食品衞生研究所長) 殿 (国立保健医療科学院長)

	機	関名	国	江医薬	品食品衛生研究所
所属研究機関長	職	名	所	長	
	氏	名	合田	1 幸/	点 印

次の職員の令和2年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~				
1. 研究事業名厚生労働科学研究費補口	功金・食品の安	全確保推進	研究事業	
2. 研究課題名 国際的な動向を踏まえた乳			V.	0-食品-一般-009)
13 TH the star for	<u> 衛生管理部・部</u>			
(氏名・フリガナ) 朝倉	宏・ アサ	<u>クラ</u> ヒロ	iシ	
4. 倫理審査の状況				***************************************
	該当性の有無		記で該当がある場合のみ間	己入 (※))
	有 無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針				
遺伝子治療等臨床研究に関する指針				
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(※3)		O,		
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験 等の実施に関する基本指針				
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)				
(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべ クし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、 その他 (特記事項) (※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。 (※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研	究に関する倫理指金	いないない		
5. 厚生労働分野の研究活動における不正行	為への対応につ	いて		
研究倫理教育の受講状況	受辦区	未受講 □		
6. 利益相反の管理				
当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有夕無口](無の場合はそ	一の理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 夕 無 匚	(無の場合はる	转托先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 🛭 無 🗆	(無の場合はそ	つ理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有日無反	(有の単合け)		

(留意事項) ・該当する口にチェックを入れること。

[・]分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

			株	関名	国立医薬品食品復	近生研究所
	所	「属研究機	機関長 職	名	所長	
•			氏	名	合田 幸広	和
次の職員の令和2年度厚生労働科学研究費 ては以下のとおりです。	の調査	研究にお		, ,		
1. 研究事業名食品の安全確保推	進研究	事業				
			製品の衛	生管理	里及び試験法確立の	ための研究
3. 研究者名 (所属部局・職名) 食品衛生						
(氏名・フリガナ)中山	達哉(ナカヤマ	タツヤ)		
4. 倫理審査の状況						
	該当性	生の有無		左記つ	で該当がある場合のみ間	
	有	無	審査済み		審査した機関	未審查 (※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針		Ø				
遺伝子治療等臨床研究に関する指針		Ø	Ο.			
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(※3)		Ø	П			
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験 等の実施に関する基本指針		Ø	О			
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	О	Ø				
(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべ クレー部者しくは全部の審査が完了していない場合は、	き倫理	計に関する	命理委員会	」 の審査		
その他(特記事項)病原体等の取り扱い(所	大都内の管	EJ にチェッ 理規定に	ックすること :従って実	。 験を	実施)	souther to the first of the fir
(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。 (※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研	究に関す	「ち倫理指針	」に準拠す	る場合	は、当該項目に記入する	× Ł 2
3. 浄土カ側が野の研究活動における不正行	為への	対応につ	いて			
研究倫理教育の受講状況	受	朱 区標	受講 口			
6. 利益相反の管理	,					
当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	名 有	2 無口	【無の場合!	まその題	L 由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有	2 無口	(無の場合は	计委託 外	6機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有	2 無口	(無の場合に	tそのB	Irit ·	

有 🛭 無 🗆 (無の場合はその理由:

有 □ 無 ② (有の場合はその内容:

当研究に係るCOIについての指導・管理の有無 (留意事項) ・該当する口にチェックを入れること。

[・]分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

機関名 国立医薬品食品衛生研究所 所属研究機関長 職 名 所長 氏 名 合田 幸成

次の職員の令和2年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理につい ては以下のとおりです。

1. 研究事業名食品の安全確保推済	<u> </u>				
2. 研究課題名 国際的な動向を踏っ	まえた乳及び乳	製品の衛生	管理及び試験法確立の	ための研究	
3. 研究者名 (所属部局・職名) 安全情報	吸部 第二室長				
(氏名・フリガナ) 窪田	MX (7 N 9	<u>//EU/</u>			
4. 倫理審査の状況	*************************************				
	該当性の有無	左記で該当がある場合のみ記入(※1)			
	有 無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)	
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針		0 *			
遺伝子治療等臨床研究に関する指針					
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(※3)					
厚生労働省の所管する実施機関におげる動物実験 等の実施に関する基本指針					
その他、該当する倫理指針があれば記入すること					
(指針の名称:)					
(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべ クレー部若しくは全部の審査が完了していない場合は	くざ個理指針に関す 、「未審査」にチェ	る倫理委員会の ックすること。	審査が済んでいる場合は、「猪	査済み」にチェッ	
その他(特記事項)病原体等の取り扱い(所	内の管理規定は	こ従って実験	を実施)		
(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。					
(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床例			場合は、当該項目に記入する	工	
5. 厚生労働分野の研究活動における不正行					
研究倫理教育の受講状況	受辦区	未受辦 口			
6. 利益相反の管理					
当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策;	定 有 区 無	□(無の場合は	その理由:)	
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 🛭 無	□ (無の場合は委託先機関:			
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 🛭 無	有 ☑ 無 □(無の場合はその理由:			
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有口 無	☑(有の場合は	その内容:)	
(留意事項) ・核当する口にチェックを入わること					

[・]分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣 (国立医薬品食品衛生研究所長) 殿 - (国立保健医療科学院長)

機関名 国立大学法人带広畜産大学

所属研究機関長 職 名 学長

> 氏 名 奥田 潔」印

次の職員の令和2年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理につい ては以下のとおりです。

- 1. 研究事業名 厚生労働科学研究費補助金 食品の安全確保推進研究事業
- 国際的な動向を踏まえた乳及び乳製品の衛生管理及び試験法確立のための研究 2. 研究課題名
- 3. 研究者名 (所属部局・職名) 動物・食品検査診断センター・准教授

(氏名・フリガナ) 山崎 栄樹 (ヤマサキ エイキ)

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)			
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)	
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針						
遺伝子治療等臨床研究に関する指針						
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3)						
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験 等の実施に関する基本指針	П					
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)						

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェッ クレー部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。 その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

- (※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。
- 5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況		受誹 ■	未受罪 口	
6 FILTHER MAKES		***************************************	······································	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策	定 有 ■ 無 □ (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ■ 無 □(無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ■ 無 □(無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 □ 無 ■ (有の場合はその内容:)

・該当する口にチェックを入れること。 (留意事項)

・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。